

## 別表3の凡例

### (c) 計画等の策定及びその手続

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄は、見直し対象となる計画等の策定及びその手続の概略を示した。
3. 「整理記号」の意味及び「講ずべき措置」欄の記号に対応して、具体的に講ずべき措置は、以下のとおりである。

(1)「講ずべき措置」欄が「×」の場合

整理記号	意味	具体的に講ずべき措置 (「講ずべき措置」欄が「×」の場合)
c2	計画等の策定及びその内容	次のいずれかの措置を講ずる <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止</li> <li>・ 計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化、及びその内容に係る規定の例示化又は目的程度の内容への大枠化</li> </ul>
cb	計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為）	廃止
c3	計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（cbに該当するものを除く）	廃止又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c4	計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付け	廃止又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c5	計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付け	廃止又は例示化

(2)「講ずべき措置」欄が「×」以外の場合（「整理記号」の意味は(1)の場合と同じ）

整理記号	「講ずべき措置」欄の記号	本文の記述（「講ずべき措置」欄の記号に対応） 【 】内は本文の記述箇所	具体的に講ずべき措置
c2	①	私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠（私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。）となる計画を策定する場合 【(c)(2)①】	計画等の策定及び内容(①～③に係る部分)の義務付けの存置を許容
	②	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合 【(c)(2)②】	
	③	基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合 【(c)(2)③】	
	④	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合 【(c)(2)④】	次のいずれかの措置を講ずる ・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止 ・ ④に係る計画等の内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化 ・ c2①～③に係る部分と不可分である場合、計画等の策定の義務付けの存置は許容されることとなるが、④に係る計画等の内容が任意的記載事項であることの明確化
cb	別表2(b)の表中記号	議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもののうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為（地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く）については、見直しの方針は(b)と同様 【(c)(3)第一段落】	(b)協議、同意、許可・認可・承認における措置の方針と同じ 「別表2の凡例」を参照
c3	①	当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)①】	(①の場合) 議決、同意の存置を許容
	②	具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)②】	(①～④の場合) 協議・調整・意見聴取等の存置を許容

	③	地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)③】	
	④	地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)④】	
c4	①	不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合 【(c)(4)①】	公示・公告・公表等の存置を許容
	②	権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合 【(c)(4)②】	
	③	意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合 【(c)(4)③】	

4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。

- ① メルクマールに該当する場合。(該当する計画等の内容は、存置を許容。)
- ② 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条 項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
							1次見直し	2次見直し	
1	2	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	第8条 第1項	地方公共団体における官民競争入札等の実施方針の策定	c2	④		○	
			第8条 第2項	地方公共団体における官民競争入札等の実施方針の内容	c2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)		○	
			第8条 第3項	民間事業者の意見聴取	c3	×		○	
			第8条 第4項	特定公共サービスの内容その他の参考となる情報の公表	c4	×		○	
			第8条 第5項	特定公共サービスの内容その他の参考となる情報の公表の方法	c5	×		○	
			第16条 第1項	官民競争入札実施要項の策定	c2	×		○	
			第16条 第2項	官民競争入札実施要項の内容	c2	×		○	
			第16条 第3項	官民競争入札実施要項の内容	c2	×		○	
			第16条 第4項	官民競争入札実施要項の内容	c2	×		○	
			第16条 第6項	官民競争入札実施要項の公表	c4	③		○	
			第18条 第1項	民間競争入札実施要項の策定	c2	×		○	
			第18条 第2項	民間競争入札実施要項の内容	c2	×		○	
			第18条 第3項	民間競争入札実施要項の内容	c2	×		○	
			第18条 第4項	民間競争入札実施要項の内容	c2	×		○	
			第18条 第6項	民間競争入札実施要項の公表	c4	③		○	
2	1	地方自治法	第2条 第4項	基本構想の策定	c2	×		○	
			第291条の7 第3項	広域計画の公表	c4	×		○	
2	2	市町村の合併の特例等に関する法律	第59条 第4項	自主的な市町村の合併の推進に関する構想の公表	c4	×		○	
2	3	構造改革特別区域法	第4条 第1項	構造改革特別区域計画の策定	c2	④		○	
			第4条 第1項	構造改革特別区域計画の認定	cb	1a(1号(「区域の範囲」に係る部分)、4号、5号に係る部分) ×(その他)		○	
			第4条 第2項	構造改革特別区域計画の内容	c2	④(1号(「区域の範囲」に係る部分)、4号、5号に係る部分) ×(その他)		○	
			第6条 第1項	認定構造改革特別区域計画の変更の認定	cb	1a(1号(「区域の範囲」に係る部分に限る)、4号、5号に係る部分) ×(その他)		○	
			第4条 第3項	実施主体の意見聴取	c3	①		○	
第20条 第4項	公私協力基本計画の策定、内容 公私協力基本計画の公告	c2 c4	④(2号～5号に係る部分) ×(その他) ③		△	・ 対応方針 計画の策定については現行規定を維持しつつ、計画の内容について、第三次勧告で示された個別条項ごとに講ずべき措置を踏まえて見直す。 ・ 見直し時期 早期に実施することとする。 (文部科学省において回答)			
2	4	地域再生法	第5条 第1項	地域再生計画の策定	c2	④		○	
			第5条 第1項	地域再生計画の認定	cb	1a、6①、1② (1号、3号、4号に係る部分) ×(その他)		○	
			第5条 第2項	地域再生計画の内容	c2	④(1号、3号、4号に係る部分) ×(その他)		○	
			第7条 第1項	認定地域再生計画の変更の認定	cb	1a、6①、1② (1号、3号、4号に係る部分) ×(その他)		○	
第5条 第6項	地域再生協議会の協議	c3	②		○				
2	13	地方公務員法	第25条 第4項	職務制に適合する給料表に関する計画の策定	c2	×		○	
3	3	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	第3条 第1項	総合整備計画の策定	c2	④		○	
			第3条 第2項	総合整備計画の内容	c2	④(2号～4号に係る部分) ×(その他)		○	
			第3条 第3項	総合整備計画に関し都道府県が市町村に協力して講じようとする措置の計画の策定	c2	×		○	

別表 3

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

(c) 計画等の策定及びその手続

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	見直し状況	
								1次見直し	2次見直し
3	5	競馬法	第23条の7	第2項	競馬活性化計画の内容 c2	④(2号～6号に係る部分) ×(その他)		○	
			第23条の8	第1項	競馬活性化計画の変更の認定 cb	⑥①(23条の7第2項2号～6号に係る部分) ×(その他)		×	・法律の他の規定との整合性に影響するため存置する必要。 ・農林水産大臣が認定した競馬活性化計画は、法第23条の36第1項第8号に基づいて地方競馬全国協会が行う補助の根拠となるものである。計画変更に係る認定の義務付けが廃止された場合、変更後の計画内容について、第23条の7第4項の認定基準に適合していることを担保できない。したがって、認定の義務付けを存置する必要がある。
4	5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	第2条の3	第2項	都道府県基本計画の内容 c2	×	メルクマール v. 2号	×	● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実効性あるものとして効果的に展開するには、基本計画において、施策の内容のみではなく、基本的な取組方針、施策全体の方向性等を定めることにより、それぞれの施策を効率的、効果的に連関させることが必要。基本計画策定の趣旨は、地域の実情を踏まえつつ、きめ細かな施策の実施を図ることにより、施策の実施に関する重要事項として、地域の推進体制や適時適切に計画の見直しを図ること等を定めることにより、施策の実効性・有効性が担保される。 ● また、女性に対する暴力対策は、国際的にも非常に重要視されている課題であるが、日本においては、まだまだ課題が多く、取組は途上にあるといわざるを得ない。こうした中で、本規定を廃止、又は努力規定化等することは、対外的に女性に対する暴力に関する施策が後退したとの印象を与え、国際的な評価の低下につながる。
			第2条の3	第4項	都道府県基本計画、市町村基本計画の公表 c4	×		×	①被害者への影響 ● 都道府県基本計画及び市町村基本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護の施策を地域の実情も踏まえながらきめ細かに実施していくためのもの。基本計画の策定・変更の場合には、遅滞なく、広く住民に周知を行うことにより、被害者や関係者をはじめとする住民全体が当該地方公共団体における支援体制や支援内容を容易に確認することができるようになり、それぞれの立場で、配偶者暴力の防止や被害者に対する保護・支援を適切に講ずることが可能になる。 ②市町村の取組への影響 ● 市町村基本計画の策定は、26市区町にとどまっている(平成21年12月1日現在)。また、市町村によっては、対応が十分ではないとの指摘もなされている。 ● 法律による公表の義務付けがなくなった場合、他の地方公共団体における動向や取組状況を把握することが困難となり、市町村における計画策定そのもののみならず、体制整備や取組の促進が阻害されるおそれがある。
4	28	交通安全対策基本法	第25条	第1項	都道府県交通安全計画の策定 c2	×		×	・国及び地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護するため、交通安全に関し施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する(交通安全対策基本法第3条及び第4条)。 ・本法制定当時(昭和45年)、交通事故死者数は過去最悪の1万6千人を超えていたが、国においては交通安全基本計画、都道府県においては都道府県交通安全計画を策定し、それに基づいた交通安全施策を国、地方公共団体、関係団体のみならず国民を挙げて長年取り組んできた結果、平成21年には交通事故死者数は4,914人となり、ピーク時の3割以下にまで減少させることができた。 しかしながら、県ごとの年間交通事故死者数は33～227人といまだに多くの方が交通事故で亡くなっており、厳しい情勢が続いている。平成21年1月の麻生総理の談話においては、今後10年間で目標に更に、死者数を半減させるという目標が掲げられたところである。 平成23年度からを計画期間とする第9次交通安全基本計画においても、この目標を掲げ、様々な交通安全施策に取り組むことを予定しており、その効果的な遂行のためには、都道府県交通安全計画の策定が必須。 また、都道府県においては、第4条の責務を果たし、政府目標の達成に向け、引き続き、国の機関、すなわち本省及び地方支分部局と連携・協力し、国の交通安全基本計画を基本としてそれぞれ交通安全計画を策定し、当該計画を実施する必要があるため、本項は必要である。
				第2項	都道府県交通安全計画の内容 c2	×		×	・第25条第1項「理由等」に同じ。 ・第25条第2項では、「長期的な施策、陸上交通安全」など交通安全計画の概要を示しているに過ぎず、都道府県の自主性、自由度を制限するものではない。本項において交通安全計画の概要を示さなければ、各都道府県での解釈の相違により、目的にそった交通安全計画の作成が困難なものとなる。
			第25条	第4項	都道府県交通安全計画の要旨の公表 c4	×		×	・法第25条第4項に規定する都道府県交通安全計画の内閣総理大臣等への報告及び当該都道府県の区域内の市町村への通知については、都道府県交通安全計画の推進に関して、国及び当該都道府県の区域内の市町村並びに民間団体等と連携を図ることができるようにするため、規定されているものであり、本項は必要である。

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)	
	1次見直し	2次見直し
○		
×		・法律の他の規定との整合性に影響するため存置する必要。 ・農林水産大臣が認定した競馬活性化計画は、法第23条の36第1項第8号に基づいて地方競馬全国協会が行う補助の根拠となるものである。計画変更に係る認定の義務付けが廃止された場合、変更後の計画内容について、第23条の7第4項の認定基準に適合していることを担保できない。したがって、認定の義務付けを存置する必要がある。
×		● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実効性あるものとして効果的に展開するには、基本計画において、施策の内容のみではなく、基本的な取組方針、施策全体の方向性等を定めることにより、それぞれの施策を効率的、効果的に連関させることが必要。基本計画策定の趣旨は、地域の実情を踏まえつつ、きめ細かな施策の実施を図ることにより、施策の実施に関する重要事項として、地域の推進体制や適時適切に計画の見直しを図ること等を定めることにより、施策の実効性・有効性が担保される。 ● また、女性に対する暴力対策は、国際的にも非常に重要視されている課題であるが、日本においては、まだまだ課題が多く、取組は途上にあるといわざるを得ない。こうした中で、本規定を廃止、又は努力規定化等することは、対外的に女性に対する暴力に関する施策が後退したとの印象を与え、国際的な評価の低下につながる。
×		①被害者への影響 ● 都道府県基本計画及び市町村基本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護の施策を地域の実情も踏まえながらきめ細かに実施していくためのもの。基本計画の策定・変更の場合には、遅滞なく、広く住民に周知を行うことにより、被害者や関係者をはじめとする住民全体が当該地方公共団体における支援体制や支援内容を容易に確認することができるようになり、それぞれの立場で、配偶者暴力の防止や被害者に対する保護・支援を適切に講ずることが可能になる。 ②市町村の取組への影響 ● 市町村基本計画の策定は、26市区町にとどまっている(平成21年12月1日現在)。また、市町村によっては、対応が十分ではないとの指摘もなされている。 ● 法律による公表の義務付けがなくなった場合、他の地方公共団体における動向や取組状況を把握することが困難となり、市町村における計画策定そのもののみならず、体制整備や取組の促進が阻害されるおそれがある。
×		・国及び地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護するため、交通安全に関し施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する(交通安全対策基本法第3条及び第4条)。 ・本法制定当時(昭和45年)、交通事故死者数は過去最悪の1万6千人を超えていたが、国においては交通安全基本計画、都道府県においては都道府県交通安全計画を策定し、それに基づいた交通安全施策を国、地方公共団体、関係団体のみならず国民を挙げて長年取り組んできた結果、平成21年には交通事故死者数は4,914人となり、ピーク時の3割以下にまで減少させることができた。 しかしながら、県ごとの年間交通事故死者数は33～227人といまだに多くの方が交通事故で亡くなっており、厳しい情勢が続いている。平成21年1月の麻生総理の談話においては、今後10年間で目標に更に、死者数を半減させるという目標が掲げられたところである。 平成23年度からを計画期間とする第9次交通安全基本計画においても、この目標を掲げ、様々な交通安全施策に取り組むことを予定しており、その効果的な遂行のためには、都道府県交通安全計画の策定が必須。 また、都道府県においては、第4条の責務を果たし、政府目標の達成に向け、引き続き、国の機関、すなわち本省及び地方支分部局と連携・協力し、国の交通安全基本計画を基本としてそれぞれ交通安全計画を策定し、当該計画を実施する必要があるため、本項は必要である。
×		・第25条第1項「理由等」に同じ。 ・第25条第2項では、「長期的な施策、陸上交通安全」など交通安全計画の概要を示しているに過ぎず、都道府県の自主性、自由度を制限するものではない。本項において交通安全計画の概要を示さなければ、各都道府県での解釈の相違により、目的にそった交通安全計画の作成が困難なものとなる。
×		・法第25条第4項に規定する都道府県交通安全計画の内閣総理大臣等への報告及び当該都道府県の区域内の市町村への通知については、都道府県交通安全計画の推進に関して、国及び当該都道府県の区域内の市町村並びに民間団体等と連携を図ることができるようにするため、規定されているものであり、本項は必要である。



(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
								1次見直し	2次見直し	
5	12	大阪湾臨海地域開発整備法	第7条	第3項	整備計画の公表	c4	×		○	
			第8条	第1項	整備計画の内容	c2	④(1号、4号～6号に係る部分) ×(その他)		○	
			第8条	第2項	整備計画の内容	c2	④(1号、3号、4号に係る部分) ×(その他)		○	
5	13	奄美群島振興開発特別措置法	第3条	第1項	奄美群島振興開発計画の策定	c2	④		○	
			第3条	第2項	奄美群島振興開発計画の内容	c2	④(1号～12号に係る部分) ×(その他)		○	
			第3条	第4項	奄美群島振興開発計画の内容	c2	④		○	
			第3条	第5項	奄美群島内の市町村に対する計画案作成・提出依頼	c3	②		◆	
			第3条	第8項	奄美群島振興開発計画の公表	c4	×		○	
5	14	沖縄振興特別措置法	第6条	第1項	観光振興計画の策定	c2	④		○	
			第6条	第2項	観光振興計画の内容	c2	④(1号、4号、5号、8号に係る部分) ×(その他)		○	
			第6条	第4項	観光振興計画の内容	c2	④		○	
			第6条	第10項	観光振興計画の公表	c4	③		◆	
			第28条	第1項	情報通信産業振興計画の策定	c2	④		○	
			第28条	第2項	情報通信産業振興計画の内容	c2	④(1号、3号に係る部分) ×(その他)		○	
			第28条	第4項	情報通信産業振興計画の内容	c2	④		○	
			第28条	第10項	情報通信産業振興計画の公表	c4	③		◆	
			第60条	第1項	農林水産業振興計画の策定	c2	④		○	
			第60条	第2項	農林水産業振興計画の内容	c2	④(1号、3号～6号に係る部分) ×(その他)		○	
			第60条	第3項	農林水産業振興計画の内容	c2	④		○	
			第60条	第7項	農林水産業振興計画の公表	c4	×		○	
			第75条	第1項	職業安定計画の策定	c2	④		○	
			第75条	第2項	職業安定計画の内容	c2	④(1号、4号に係る部分) ×(その他)		○	
			第75条	第4項	職業安定計画の内容	c2	④		○	
			第75条	第8項	職業安定計画の公表	c4	×		○	
			第84条	第2項	地域文化の振興に関する施策等の総合的な推進を図るための方針の策定	c2	×		○	
			第100条	第1項	県総合整備計画の策定	c2	×		○	
			第102条		市町村総合整備計画の策定	c2	×		○	
			第105条の2	第2項	沖縄振興特定事業計画の内容	c2	④(2号、4号に係る部分) ×(その他)		○	
第105条の2	第3項	その他の者からの意見聴取	c3	×		○				
第105条の2	第4項	沖縄振興特定事業計画の公表	c4	×		○				
5	15	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律	第10条	第2項	市町村総合整備計画の策定	c2	×		○	
			第10条	第3項	土地の所有者の意見聴取	c3	②		◆	
			第10条	第4項	市町村総合整備計画の公表	c4	×		○	
			第11条	第2項	土地の所有者の意見聴取	c3	②		◆	
			第11条	第3項	県総合整備計画の公表	c4	×		○	
5	16	離島振興法	第4条	第1項	離島振興計画の策定	c2	④		○	
			第4条	第2項	離島振興計画の内容	c2	④(2号～10号に係る部分) ×(その他)		○	
			第4条	第3項	その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村に対する計画案作成・提出依頼	c3	②		◆	

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
								1次見直し	2次見直し	
5	17	山村振興法	第7条の2	第1項	山村振興基本方針の策定	c2	×		○	
			第7条の2	第2項	山村振興基本方針の内容	c2	×		○	
			第8条	第1項	山村振興計画の策定	c2	④		○	
5	18	過疎地域自立促進特別措置法	第5条	第1項	過疎地域自立促進方針の策定	c2	④		○	
			第5条	第2項	過疎地域自立促進方針の内容	c2	④(2号～9号に係る部分) ×(その他)		○	
			第6条	第1項	過疎地域自立促進市町村計画の策定	c2	④		○	
			第6条	第2項	過疎地域自立促進市町村計画の内容	c2	④(2号～9号に係る部分) ×(その他)		○	
			第7条	第1項	過疎地域自立促進都道府県計画の策定	c2	④		○	
5	19	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律	第5条	第2項	活性化計画の内容	c2	④(1号、3号、4号、6号に係る部分) ×(その他)		○	
			第5条	第4項	農林漁業団体等の同意	c3	①		◆	
			第5条	第10項	活性化計画の公表	c4	×		○	
			第7条	第5項	所有権移転等促進計画の承認に際しての都道府県農業会議の意見聴取	c3	①		◆	
5	20	半島振興法	第3条	第3項	関係市町村長の協議	c3	②		◆	
			第4条	第1項	半島振興計画の内容	c2	④(2号～9号に係る部分) ×(その他)		○	
5	21	総合保養地域整備法	第5条	第2項	基本構想の内容	c2	④(1号、3号(区域に限る)、4号、5号、7号に係る部分) ×(その他)		○	
			第5条	第6項	基本構想の公表	c4	×		○	
5	22	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	第4条	第1項	基本方針の策定	c2	×		○	
			第4条	第2項	基本方針の内容	c2	×		△	・法律の他の規定との整合性に影響するため存置する必要(2号に係る部分) 法第6条において、農村における農用地等の保全活動を行うための地域住民等による協定制度が規定されており、協定の対象となる区域は、市町村計画で定められる整備地区内の土地とされている。市町村計画は、都道府県が定める基本方針に基づき作成することができるとされている(第5条第1項)。基本方針において「農山漁村滞在型余暇活動」に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項(第4条第2項第2号)が定められない場合、市町村計画中の「整備地区の区域」的設定が困難となる。したがって、第4条第2項第2号について義務付けを存置する必要がある。
			第4条	第5項	基本方針の公表	c4	×		○	
			第4条	第6項	基本方針の変更	c2	×		○	
			第5条	第2項	市町村計画の内容	c2	×		△	・法律の他の規定との整合性に影響するため存置する必要(1号に係る部分) 法第6条において、農村における農用地等の保全活動を行うための地域住民等による協定制度が規定されており、協定の対象となる区域は、市町村計画で定められる整備地区内の土地とされている。市町村計画中の「整備地区」(第5条第2項第1号)が定められない場合、協定の対象となる土地を設定することが困難となる。したがって、第5条第2項第1号について義務付けを存置する必要がある。
			第5条	第5項	市町村計画の公表	c4	③		◆	
5	26	土地区画整理法	第55条	第1項	事業計画の縦覧	c4	②		×	適切な縦覧期間を確保することにより関係権利者の保護を図る当該規定を任意規定化(例示化)することは不適切。 最低限の期間として2週間を義務づけた上で、地方公共団体の条例等でそれ以上の延長を認めるということであれば許容。
			縦覧の期間		c5	×		◆		
			第55条	第4項	意見書内容の審査	c3	②		◆	
			第87条	第1項	換地計画に定める事項	c2	①(1号～4号に係る部分) ×(その他)		○	
			第88条	第2項	換地計画の縦覧	c4	②		×	適切な縦覧期間を確保することにより関係権利者の保護を図る当該規定を任意規定化(例示化)することは不適切。 最低限の期間として2週間を義務づけた上で、地方公共団体の条例等でそれ以上の延長を認めるということであれば許容。
縦覧の期間	c5	×			◆					
第88条	第4項	意見書内容の審査	c3	②		◆				







(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
6	2	都市再生特別措置法	第46条	第12項	都市再生整備計画の公表、公告	c4	×	
			第52条	第1項	都市計画の内容	c2	①	
			第52条	第2項	都市計画の内容	c2	①	
			第52条	第3項	都市計画の内容	c2	①	
			第55条		計画要請に係る内容の審査	c3	②	
6	3	都市再開発法	第2条の3	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第2条の3	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第4条	第1項	都市計画の内容	c2	①	
			第4条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第5条		都市計画の内容	c2	×	
			第7条	第2項	都市計画の内容	c2	①	
			第7条	第3項	都市計画の内容	c2	×	
			第7条の11	第1項	事業計画に定める事項	c2	①(施行地区に係る部分) ×(その他)	第2次勧告別紙1中メルク マール該当非該当の判断 は「i」から「×」に修正
			第74条	第1項	権利変換計画の決定の基準	c2	×	
			第75条	第1項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第75条	第2項	権利変換計画の内容	c2	①	

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
◆	×	【計画の公表について】 計画区域内では、経路協定(都市再生特別措置法第74条)の締結が可能であり、これを区域内の住民に周知する必要があるため、計画の公表は必ず行う必要がある。  【都市計画決定の公告について】 都市計画決定等については、都市計画を定めることにより私権の制限が将来的に生じる以上、自己の権利に係る土地について、制限が生じ得る区域に含まれるかどうか及びその制限の内容を容易に判断することができるよう、区域内の住民に周知することが必要であるため、都市計画決定等の公告は必要である。  なお、平成21年度法改正によって、現在本項は第13項となっている。
◆		
◆		
◆		
○	○	
◆		
○	×	本条は都市計画の基準を定める規定であるが、都市計画は、これが定められることにより土地所有者等に私人の財産権の制限が生じるものであるため、本条に規定する基準に従って地方公共団体が適正な都市計画を定めるように担保しているところである。 また、本条項は、私人が、都市計画の違法性を判断、主張する重要な基準にもなっている。  現に、都市計画の違法性が争われた事案(※)で、最高裁が都市計画法第13条を根拠として都市計画変更を違法と判断したことにより、鑑みれば、勧告通りの措置をとることにより、かえって、私人にとって司法の場で自らの権利の救済を主張することが格段に困難になる(都市計画の違法性を立証する際の負担が重くなる)ことが懸念され、憲法の定める財産権の保護及び法律に基づく私権の制限の観点から重大な問題がある。 ※伊東裁判(最判平20. 3. 11)
◆		
○	×	本条は都市計画の基準を定める規定であるが、都市計画は、これが定められることにより土地所有者等に私人の財産権の制限が生じるものであるため、本条に規定する基準に従って地方公共団体が適正な都市計画を定めるように担保しているところである。 また、本条項は、私人が、都市計画の違法性を判断、主張する重要な基準にもなっている。  現に、都市計画の違法性が争われた事案(※)で、最高裁が都市計画法第13条を根拠として都市計画変更を違法と判断したことにより、鑑みれば、勧告通りの措置をとることにより、かえって、私人にとって司法の場で自らの権利の救済を主張することが格段に困難になる(都市計画の違法性を立証する際の負担が重くなる)ことが懸念され、憲法の定める財産権の保護及び法律に基づく私権の制限の観点から重大な問題がある。 ※伊東裁判(最判平20. 3. 11)
○	×	事業計画等の認可制度は、関係権利者の私権に重大な影響を及ぼす市街地再開発事業等の実施に当たって、事業の公共性、事業内容の妥当性を、あらかじめ施行者以外の第三者(大臣又は知事)がチェックするための仕組みであり、また、関係権利者にとっては、事業着手前にその妥当性について意見を述べ、最終的には法的に争うことができる唯一の機会となっている。 したがって、事業計画等の記載内容としては、チェックする第三者及び関係権利者が当該事業の内容を把握する上で必要な情報が含まれていることが必要であり、施行地区以外の事項(設計の概要、事業期間など)について記載を不要とし、事業計画等の内容を形骸化することは、利害関係者の権利保護の観点から重大な問題がある。
◆		
◆		

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	
								6
			第77条	第2項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第77条	第3項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第77条	第4項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第77条	第5項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第82条		権利変換計画の内容	c2	①	
			第83条	第1項	権利変換計画の縦覧	c4	②	
					縦覧の期間、縦覧開始日、場所、時間の公告	c5	×	
			第83条	第3項	意見書内容の審査	c3	②	
			第83条	第4項	権利変換計画を修正した際の意見処理手続	c3、c4、c5	× (c5に係る部分)	
			第99条の2	第2項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第109条の2	第2項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第109条の2	第3項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第109条の2	第4項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第109条の2	第5項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第109条の2	第6項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第118条の7	第3項	管理処分計画の内容	c2	①	
			第118条の32	第1項	権利変換計画の内容	c2	①	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第3条	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第31条	第3項	都市計画の内容	c2	①	
			第32条	第2項	都市計画の内容	c2	①(2号、3号に係る部分) ×(その他)	
			第32条	第3項	特定防災街区整備地区に関する都市計画に定める事項	c2	×	
			第32条	第4項	都市計画の内容	c2	×	
			第32条	第5項	都市計画の内容	c2	×	
			第120条	第1項	都市計画の内容	c2	①	

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
◆		
◆		
◆		
◆		
◆		
◆		
◆	×	適切な縦覧期間を確保することにより関係権利者の保護を図る当該規定を任意規定化(例示化)することは不適切。最低限の期間として2週間を義務づけた上で、地方公共団体の条例等でそれ以上の延長を認めるということであれば許容。
◆		
◆	×	適切な縦覧期間を確保することにより関係権利者の保護を図る当該規定を任意規定化(例示化)することは不適切。最低限の期間として2週間を義務づけた上で、地方公共団体の条例等でそれ以上の延長を認めるということであれば許容。
◆		
◆		
◆		
◆		
◆		
◆		
◆		
○		
◆		
○		
○		
×		本条は都市計画の基準を定める規定であるが、都市計画は、これが定められることにより土地所有者等に私人の財産権の制限が生じるものであるため、本条に規定する基準に従って地方公共団体が適正な都市計画を定めるように担保しているところである。また、本条項は、私人が、都市計画の違法性を判断、主張する重要な基準にもなっている。 現に、都市計画の違法性が争われた事案(※)で、最高裁が都市計画法第13条を根拠として都市計画変更を違法と判断したことにより、勧告通りの措置をとることにより、かえって、私人にとって司法の場で自らの権利の救済を主張することが格段に困難になる(都市計画の違法性を立証する際の負担が重くなる)ことが懸念され、憲法の定める財産権の保護及び法律に基づく私権の制限の観点から重大な問題がある。 ※伊東裁判(最判平20. 3. 11)
◆		

別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)		
								1次見直し	2次見直し			
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第120条	第2項	都市計画の内容	c2	×		×	本条は都市計画の基準を定める規定であるが、都市計画は、これが定められることにより土地所有者等に私人の財産権の制限が生じるものであるため、本条に規定する基準に従って地方公共団体が適正な都市計画を定めるように担保しているところである。 また、本条項は、私人が、都市計画の違法性を判断、主張する重要な基準にもなっている。 現に、都市計画の違法性が争われた事案(※)で、最高裁が都市計画法第13条を根拠として都市計画変更を違法と判断したことにより、かえって、私人にとって司法の場で自らの権利の救済を主張することが格段に困難になる(都市計画の違法性を立証する際の負担が重くなる)ことが懸念され、憲法の定める財産権の保護及び法律に基づく私権の制限の観点から重大な問題がある。 ※伊東裁判(最判平20. 3. 11)		
			第179条	第1項	事業計画の策定	c2	①		◆			
			第181条	第1項	事業計画の縦覧	c4	②		×	適切な縦覧期間を確保することにより関係権利者の保護を図る本条項を任意規定化(例示化)することは不適切。最低限の期間として2週間を義務づけた上で、地方公共団体の条例等でそれ以上の延長を認めるということであれば許容。		
					縦覧の期間	c5	×		◆			
			第204条	第1項	権利変換計画の策定	c2	①		◆			
			第206条	第1項	権利変換計画の決定の基準	c2	×		○			
			第207条	第1項	権利変換計画の内容	c2	①		◆			
			第207条	第2項	権利変換計画の内容	c2	①		◆			
			第207条	第3項	権利変換計画の内容	c2	①		◆			
			第207条	第4項	権利変換計画の内容	c2	①		◆			
			第209条	第4項	権利変換計画の内容	c2	①		◆			
			第210条	第1項	権利変換計画の内容	c2	①		◆			
			第210条	第2項	権利変換計画の内容	c2	①		◆			
			第210条	第3項	権利変換計画の内容	c2	①		◆			
			第210条	第4項	権利変換計画の内容	c2	①		◆			
			第210条	第5項	権利変換計画の内容	c2	①		◆			
			第215条		権利変換計画の内容	c2	①		◆			
			第216条	第1項	権利変換計画の縦覧	c4	②		×	適切な縦覧期間を確保することにより関係権利者の保護を図る本条項を任意規定化(例示化)することは不適切。最低限の期間として2週間を義務づけた上で、地方公共団体の条例等でそれ以上の延長を認めるということであれば許容。		
					縦覧の期間、縦覧開始日、場所、時間の公告	c5	×		◆			
			第216条	第3項	意見書内容の審査	c3	②		×	適切な縦覧期間を確保することにより関係権利者の保護を図る本条項を任意規定化(例示化)することは不適切。最低限の期間として2週間を義務づけた上で、地方公共団体の条例等でそれ以上の延長を認めるということであれば許容。		
			第216条	第4項	権利変換計画を修正した際の意見処理手続	c3、c4、c5	×	(c5に係る部分)	×	適切な縦覧期間を確保することにより関係権利者の保護を図る本条項を任意規定化(例示化)することは不適切。最低限の期間として2週間を義務づけた上で、地方公共団体の条例等でそれ以上の延長を認めるということであれば許容。		
			第235条	第2項	権利変換計画の内容	c2	①		◆			
			第281条	第1項	防災都市施設の施行予定者	c2	①		◆			
			第281条	第2項	都市計画の案に対する施行予定者の同意	c3	①		◆			
			第281条	第3項	都市計画の内容	c2	①		◆			
			第281条	第4項	都市計画の内容	c2	①		◆			
			6	5	都市緑地法	第4条	第2項	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の内容	c2	④(3号に係る部分) ×(その他)	○	
						第4条	第4項	公聴会の開催等住民の意見反映に必要な措置	c3	×	○	
第4条	第7項	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の公表				c4	×	○				
第6条	第1項	緑地保全計画の策定				c2	①、④	◆				
第6条	第2項	緑地保全計画の内容				c2	①(1号に係る部分) ④(2号イに係る部分) ×(その他)	○				

別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
								1次見直し	2次見直し	
6	5	都市緑地法	第6条	第4項	緑地保全計画の公表	c4	①		◆	
			第7条	第1項	緑地保全地域の表示	c4	①		○	
					緑地保全地域内への標識設置	c5	×			
			第34条	第2項	都市計画の内容	c2	①		◆	
第34条	第3項	都市計画の内容	c2	①		◆				
6	6	生産緑地法	第3条	第2項	所有権等を有する者及び当該権利に関する仮登記、差押えの登記又は質展しの特約の登記の登記名義人の同意	c3	②		◆	
			第6条	第1項	生産緑地地区の表示	c4	①		○	
生産緑地地区内への標識設置	c5	×								
6	7	駐車場法	第4条	第1項	駐車場整備計画の策定	c2	④		○	
			第4条	第2項	駐車場整備計画の内容	c2	④(4号に係る部分) ×(その他)		○	
			第4条	第4項	駐車場整備計画の公表	c4	×		○	
			第10条	第1項	都市計画の内容	c2	①		◆	
6	8	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	第5条	第1項	都市計画の内容	c2	①		◆	
			第5条	第2項	都市計画の内容	c2	×		×	都市計画が定められることにより、土地所有者等に私人の財産権の制限が生じるものであるため、本案に規定する基準に従って地方公共団体が適正な都市計画を定めるように担保しているところである。  司法判断(いわゆる伊東裁判(最判平20.3.11))においても、都市計画法第13条に定める基準に反する都市計画変更が違法と判断され、土地所有者の財産権が保護されたところであり、本案を「できる」規定化又は努力義務化すると、こうした私人の財産権の保護に支障が生じるおそれがある。  新住宅市街地開発事業の都市計画の基準が存置(第三次勧告の対象外)される以上、当該規定についても存置しなければ私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
			第18条	第3項	関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者への協議	c3	②		◆	
			第18条の2	第1項	処分管理計画の策定	c2	①		◆	
			6	11	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	第3条	第1項	近郊整備区域建設計画等の策定	c2	④
第4条	第1項	近郊整備区域建設計画等の内容				c2	④(4号に係る部分) ×(その他)		○	
第7条	第1項	都市計画の内容				c2	①		◆	
第7条	第2項	都市計画の内容				c2	×		×	都市計画が定められることにより、土地所有者等に私人の財産権の制限が生じるものであるため、本案に規定する基準に従って地方公共団体が適正な都市計画を定めるように担保しているところである。  司法判断(いわゆる伊東裁判(最判平20.3.11))においても、都市計画法第13条に定める基準に反する都市計画変更が違法と判断され、土地所有者の財産権が保護されたところであり、本案を「できる」規定化又は努力義務化すると、こうした私人の財産権の保護に支障が生じるおそれがある。  新住宅市街地開発事業の都市計画の基準が存置(第三次勧告の対象外)される以上、当該規定についても存置しなければ私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
第24条	第3項	関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者への協議				c3	②		◆	
第25条	第1項	処分管理計画の策定				c2	①		◆	
6	12	近畿圏の保全区域の整備に関する法律				第3条	第1項	保全区域整備計画の策定	c2	④
			第3条	第3項	保全区域整備計画の公表	c4	×		○	
			第4条		保全区域整備計画の内容	c2	④(3号に係る部分) ×(その他)		○	

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
6	14	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律	第3条	第1項	都市整備区域建設計画等の策定	c2	④	
			第3条	第3項	都市整備区域建設計画等の公表	c4	×	
			第4条		都市整備区域建設計画等の内容	c2	④(5号、6号に係る部分)×(その他)	
			第5条		保全区域整備計画の内容	c2	④(3号に係る部分)×(その他)	
6	15	新都市基盤整備法	第4条	第1項	都市計画の内容	c2	①	
			第4条	第2項	都市計画の内容	c2	×	都市計画が定められることにより、土地所有者等に私人の財産権の制限が生じるものであるため、本条に規定する基準に従って地方公共団体が適正な都市計画を定めるように担保しているところである。  司法判断(いわゆる伊東裁判(最判平20.3.11))においても、都市計画法第13条に定める基準に反する都市計画変更が違法と判断され、土地所有者の財産権が保護されたところであり、本条を「できる」規定化又は努力義務化する、こうした私人の財産権の保護に支障が生じるおそれがある。  新住宅市街地開発事業の都市計画の基準が存置(第三次勧告の対象外)される以上、当該規定についても存置しなければ私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
			第24条	第1項	施行計画の策定	c2	①(施行区域に係る事項)×(その他)	
			第25条	第2項	関係のある根幹公共施設の管理者又は管理者となるべき者への協議	c3	②	
			第44条	第1項	処分計画の策定	c2	①	
			第44条	第2項	処分計画に定める事項	c2	①(土地の利用の規制に関する部分)×(その他)	
			第46条	第1項	処分計画の基準	c2	×	取用で得られた土地の処分について、第三者がチェックできなくなることにより、取用対象事業としての公共性の担保や従前の土地所有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保)の観点で重大な問題となる。これは民間施行者等に対するチェックの仕組みと同様である。  第2種市街地再開発事業(都市再開発法)の管理処分計画の内容が、公用収用、公用換地、権利変換に関する事務であることを理由に存置(第3次勧告の対象外)される以上、同じ理由から存置しなければ、私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
			第46条	第2項	処分計画の基準	c2	×	取用で得られた土地の処分について、第三者がチェックできなくなることにより、取用対象事業としての公共性の担保や従前の土地所有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保)の観点で重大な問題となる。これは民間施行者等に対するチェックの仕組みと同様である。  第2種市街地再開発事業(都市再開発法)の管理処分計画の内容が、公用収用、公用換地、権利変換に関する事務であることを理由に存置(第3次勧告の対象外)される以上、同じ理由から存置しなければ、私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
			第47条		処分計画の内容	c2	①	
			第49条	第1項	実施計画の策定	c2	×	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
○	
○	
○	
○	
◆	
×	都市計画が定められることにより、土地所有者等に私人の財産権の制限が生じるものであるため、本条に規定する基準に従って地方公共団体が適正な都市計画を定めるように担保しているところである。  司法判断(いわゆる伊東裁判(最判平20.3.11))においても、都市計画法第13条に定める基準に反する都市計画変更が違法と判断され、土地所有者の財産権が保護されたところであり、本条を「できる」規定化又は努力義務化する、こうした私人の財産権の保護に支障が生じるおそれがある。  新住宅市街地開発事業の都市計画の基準が存置(第三次勧告の対象外)される以上、当該規定についても存置しなければ私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
×	取用で得られた土地の処分について、第三者がチェックできなくなることにより、取用対象事業としての公共性の担保や従前の土地所有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保)の観点で重大な問題となる。これは民間施行者等に対するチェックの仕組みと同様である。  第2種市街地再開発事業(都市再開発法)の管理処分計画の内容が、公用収用、公用換地、権利変換に関する事務であることを理由に存置(第3次勧告の対象外)される以上、同じ理由から存置しなければ、私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
◆	
◆	
×	取用で得られた土地の処分について、第三者がチェックできなくなることにより、取用対象事業としての公共性の担保や従前の土地所有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保)の観点で重大な問題となる。これは民間施行者等に対するチェックの仕組みと同様である。  第2種市街地再開発事業(都市再開発法)の管理処分計画の内容が、公用収用、公用換地、権利変換に関する事務であることを理由に存置(第3次勧告の対象外)される以上、同じ理由から存置しなければ、私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
×	取用で得られた土地の処分について、第三者がチェックできなくなることにより、取用対象事業としての公共性の担保や従前の土地所有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保)の観点で重大な問題となる。これは民間施行者等に対するチェックの仕組みと同様である。  第2種市街地再開発事業(都市再開発法)の管理処分計画の内容が、公用収用、公用換地、権利変換に関する事務であることを理由に存置(第3次勧告の対象外)される以上、同じ理由から存置しなければ、私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
◆	
○	

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)		
								1次見直し	2次見直し			
6	16	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	第6条	第2項	基本計画の内容	c2	④(2号～5号に係る部分) ×(その他)			○		
			第6条	第3項	基本計画の内容	c2	④		◆			
			第6条	第4項	基本計画の内容	c2	④		◆			
			第6条	第8項	基本計画の公表	c4		×			○	
			第19条	第2項	都市計画の内容	c2		×			○	
			第19条	第4項	都市計画の内容	c2		①		◆		
			第26条		拠点整備土地区画整理事業の事業計画の策定、内容	c2		×			○	
6	17	流通業務市街地の整備に関する法律	第3条の2	第1項	基本方針の策定	c2	×			○		
			第3条の2	第2項	基本方針の内容	c2	×			○		
			第3条の2	第3項	基本方針の内容	c2	×				○	
			第3条の2	第9項	基本方針の公表	c4	×				○	
			第4条	第3項	都市計画の内容	c2		①		◆		
			第7条	第2項	都市計画の内容	c2		①		◆		
			第7条	第3項	都市計画の内容	c2		①		◆		
			第8条		都市計画の内容	c2		×			×	本条は都市計画の基準を定める規定であるが、都市計画は、これが定められることにより土地所有者等に私人の財産権の制限が生じるものであるため、本案に規定する基準に従って地方公共団体が適正な都市計画を定めるように担保しているところである。 また、本案項は、私人が、都市計画の違法性を判断、主張する重要な基準にもなっている。 現に、都市計画の違法性が争われた事案(※)で、最高裁が都市計画法第13条を根拠として都市計画変更を違法と判断したことにより、かえって、私人にとって司法の場で自らの権利の救済を主張することが格段に困難になる(都市計画の違法性を立証する際の負担が重くなる)ことが懸念され、憲法の定める財産権の保護及び法律に基づく私権の制限の観点から重大な問題がある。 ※伊東裁判(最判平20. 3. 11)
			第25条	第1項	施行計画及び処分計画の策定	c2		①		◆		
			第25条	第2項	施行計画に定める事項	c2		①(事業地に係る部分) ×(その他)			×	事業計画等の認可制度は、関係権利者の私権に重大な影響を及ぼす流通業務団地造成事業の実施に当たって、事業の公共性、事業内容の妥当性を、あらかじめ施行者以外の第三者(大臣又は知事)がチェックするための仕組みであり、また、関係権利者にとっては、事業者手前はその妥当性等について意見を述べ、最終的には法的に争うことができる唯一の機会となっている。 したがって、事業計画等の記載内容として、チェックする第三者及び関係権利者が当該事業の内容を把握する上で必要な情報が含まれていることが必要であり、施行地区以外の事項(設計の概要、事業期間など)について記載を不要とし、事業計画等の内容を形骸化することは、利害関係者の権利保護の観点で重大な問題がある。
第25条	第3項	処分計画に定める事項	c2		①(処分後の造成敷地等の利用の規制に係る事項) ×(その他)			×	事業計画等の認可制度は、関係権利者の私権に重大な影響を及ぼす流通業務団地造成事業の実施に当たって、事業の公共性、事業内容の妥当性を、あらかじめ施行者以外の第三者(大臣又は知事)がチェックするための仕組みであり、また、関係権利者にとっては、事業者手前はその妥当性等について意見を述べ、最終的には法的に争うことができる唯一の機会となっている。 したがって、事業計画等の記載内容として、チェックする第三者及び関係権利者が当該事業の内容を把握する上で必要な情報が含まれていることが必要であり、施行地区以外の事項(設計の概要、事業期間など)について記載を不要とし、事業計画等の内容を形骸化することは、利害関係者の権利保護の観点で重大な問題がある。			
第27条		処分計画の内容	c2		×			×	流通業務団地造成事業は、土地収用権を背景に用地を取得して事業を施行するものであることから、造成区域等の処分にあたっては、事業の目的とする公共性・公益性が担保されなければならない。 従って、施行者は、事業の公共性・公益性を担保するため、流通業務団地における造成敷地の価額の適正性等に関する基準に従って適正な処分計画を定める必要がある。			



(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
								1次見直し	2次見直し	
6	17	流通業務市街地の整備に関する法律	第28条		処分計画の内容	c2	×		×	流通業務団地造成事業は、土地収用権を背景に用地を取得して事業を施行するものであることから、造成区域等の処分にあたっては、事業の目的とする公共性・公益性が担保されなければならない。 従って、施行者は、事業の公共性・公益性を担保するため、流通業務団地における造成施設等の建設に関する基準に従って適正な処分計画を定める必要がある。
			第29条		関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者への協議	c3	②		◆	
6	18	中心市街地の活性化に関する法律	第9条	第1項	基本計画の作成	c2	④			○
					基本計画の認定	cb	1a(2号、4号～10号、12号に係る部分) 6①(2号、6号、12号に係る部分) ×(その他)			○
			第11条	第1項	認定基本計画の変更の認定	cb	1a(2号、4号～10号、12号に係る部分) 6①(2号、6号、12号に係る部分) ×(その他)			○
			第9条	第2項	基本計画の内容	c2	④(2号、4号～10号、12号に係る部分) ×(その他)			○
			第9条	第4項	中心市街地活性化協議会、商工会・商工会議所の意見聴取	c3	②			◆
			第9条	第5項	地方住宅供給会社の同意	c3	①			◆
			第9条	第10項	認定基本計画の内容の公表	c4	③			◆
			第13条	第4項	認定基本計画取消しの通知の旨の公表	c4	③			◆
			第17条	第1項	基本計画の内容	c2	×			○
			第17条	第2項	公園管理者の同意	c3	①			◆
6	19	筑波研究学園都市建設法	第7条	第1項	周辺開発地区整備計画の内容	c2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)			○
			第8条	第1項	国土交通大臣の協議	cb	×			○
			第8条	第3項	周辺開発地区整備計画の公表	c4	×			○
6	20	関西文化学術研究都市建設促進法	第5条	第1項	関西文化学術研究都市の建設に関する計画の策定	c2	④			○
			第5条	第3項	関西文化学術研究都市の建設に関する計画の公表	c4	×			○
			第6条	第1項	関西文化学術研究都市の建設に関する計画の内容	c2	④(1号～6号に係る部分) ×(その他)			○
6	35	国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律	第3条	第1項	事業計画の策定	c2	④			○
			第3条	第2項	事業計画の内容	c2	④(事業の概要及び経費の概算に係る部分) ×(その他)			○
6	37	景観法	第8条	第2項	景観計画の内容	c2	①、④(1号、3号～5号に係る部分) ×(その他)			○
			第8条	第3項	景観計画の内容	c2	①、④			◆
			第12条		計画提案に係る内容の審査	c3	②			◆
			第55条	第2項	景観農業振興地域整備計画の内容	c2	④			◆
			第61条	第2項	都市計画の内容	c2	①			◆
6	40	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	第6条	第2項	特別保存地区の表示	c4	①			○
					表示の方法	c5	×			
6	41	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法	第3条	第1項	都市計画の内容	c2	①、④			◆
			第4条	第3項	都市計画の内容	c2	④(1号～10号に係る部分) ×(その他)			○
7	1	道路法	第47条の5	第3項	実施要請に係る案の審査	c3	②			◆
			第47条の5	第6項	都道府県公安委員会への意見聴取	cb	4①			◆
7	2	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第7条	第1項	道路交通騒音減少計画の策定	c2	×			○
			第7条	第2項	道路交通騒音減少計画の内容	c2	×			○
			第7条	第3項	道路交通騒音減少計画の公表	c4	×			○

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)		
								1次見直し	2次見直し			
7	2	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第9条	第2項	都市計画の内容	c2	①(2号に係る部分) ×(その他)			○		
			第9条	第4項	都市計画の内容	c2	①(2号に係る部分) ×(その他)			○		
			第9条	第6項	都市計画の内容	c2	①(1号、2号に係る部分) ×(その他)			○		
			第9条	第7項	都市計画の内容	c2		×			×	本条は都市計画の基準を定める規定であるが、都市計画は、これが定められることにより土地所有者等に私人の財産権の制限が生じるものであるため、本条に規定する基準に従って地方公共団体が適正な都市計画を定めるように担保しているところである。 また、本条項は、私人が、都市計画の違法性を判断、主張する重要な基準にもなっている。 現に、都市計画の違法性が争われた事案(※)で、最高裁が都市計画法第13条を根拠として都市計画変更を違法と判断したことに鑑みれば、勧告通りの措置をとることにより、かえって、私人にとって司法の場で自らの権利の救済を主張することが格段に困難になる(都市計画の違法性を立証する際の負担が重くなる)ことが懸念され、憲法の定める財産権の保護及び法律に基づく私権の制限の観点から重大な問題がある。 ※伊東裁判(最判平20. 3. 11)
			第10条の2	第1項	沿道整備権利移転等促進計画の策定	c2	①、④				◆	
			第10条の2	第2項	沿道整備権利移転等促進計画の内容	c2	①(1号～5号に係る部分) ×(その他) ④(1号～6号に係る部分) ×(その他)				○	
7	3	共同溝の整備等に関する特別措置法	第6条	第1項	共同溝整備計画の策定	c2	①			◆		
			第6条	第2項	共同溝整備計画の内容	c2	①(3号～5号に係る部分) ④(5号、6号に係る部分) ×(その他)			○		
			第7条	第1項	共同溝の占用予定者への意見書提出依頼	c3	②				◆	
			第7条	第2項	意見書採択時の計画作成	c2		×			○	
			第7条	第3項	共同溝整備計画の変更手続	c3		×			○	
			第7条	第4項	共同溝の占用予定者の意見聴取	c3	②				◆	
7	4	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	第5条	第2項	電線共同溝整備計画の策定	c2			×	○		
7	6	路切道改良促進法	第4条	第1項	立体交差化計画等の策定	c2	④			○		
7	7	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律	第4条	第1項	特定交通安全施設等整備事業の実施計画の策定	c2	④			○		
7	9	地方道路公社法	第5条	第4項	道路管理者の同意	c3	①			◆		
			第9条	第2項	道路管理者の同意	c3	①			◆		
8	3	災害対策基本法	第40条	第2項	都道府県地域防災計画の内容	c2		×		○		
			第42条	第2項	市町村地域防災計画の内容	c2		×		○		

別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	
8	5	水防法	第7条	第1項	水防計画の策定、変更	c2	×	
			第7条	第3項	二以上の都道府県に関する水防計画の策定、変更	c2	×	
			第7条	第4項	水防計画の要旨の公表	c4	×	
			第32条	第1項	水防計画の策定、変更	c2	×	
			第32条	第3項	水防計画の要旨の公表	c4	×	
8	10	地すべり等防止法	第24条	第2項	利害関係を有する者又はこれらの者の組織する団体の意見聴取	c3	②	
			第24条	第4項	関連事業計画の公表	c4	×	
8	13	豪雪地帯対策特別措置法	第6条	第2項	道府県豪雪地帯対策基本計画の内容	c2	④(2号～7号に係る部分) ×(その他)	
8	14	地震防災対策特別措置法	第3条	第1項	地震防災緊急事業五箇年計画の内容	c2	④(1号～19号に係る部分) ×(その他)	
			第3条	第3項	地震防災緊急事業五箇年計画の内容	c2	④	
8	15	大規模地震対策特別措置法	第6条	第1項	地震防災強化計画の策定及び内容	c2	④(2号に係る部分) ×(その他)	メルクマール v :1号
8	16	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	第3条	第2項	地震対策緊急整備事業計画の内容	c2	④	
8	17	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	第6条	第1項	東南海・南海地震防災対策推進計画の策定及び内容	c2	④(1号に係る部分) ×(その他)	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)	
	1次見直し	2次見直し
×	×	<p>水防計画とは、地方公共団体、水防団等の水防関係者における出水時の実践的な行動計画であり、①河川毎の情報の伝達系統、②水防団毎の担当区域、③堤防の漏水、溢水箇所での土のう積み等具体的水防活動の方法、④洪水予報、水防警報等の基準、方法を内容とする。</p> <p>水防団は、近隣住民(非常勤)が構成員の過半で、十分な活動を行うためには水防計画であらかじめ詳細に水防活動の方法を定めておく必要がある。また、水防計画を基にあらかじめ訓練を行い出水に備えておくことが重要である。</p> <p>仮に、水防計画が策定されていない場合には、地方公共団体、水防団等の水防関係者による水防活動が適切に行われないおそれがある。また水防計画が更新されていない場合には、都道府県、市町村、水防団等の組織改編や堤防の完成状況、被災・点検状況、資機材の備蓄状況等の最新の情報が水防計画に反映されず、実際の出水時に役立たないこととなるため、実際の出水時における具体的水防活動に支障を来し、水害から国民の生命・財産を守ることが困難となる。</p>
×	×	<p>上記の水防計画策定の必要性に加え、二以上の都道府県に關係する水防事務については、上下流及び左右岸の水防管理者間の水防についての協力関係、上流における堤防の決壊等の危険な場合の通報など、二以上の都道府県の区域にわたる水防管理団体が連携し、水防活動を実施するためにあらかじめ協定して水防計画を定める必要がある。</p> <p>仮に、こうした連携が図られなかった場合、例えば大規模水害時に、上流の水位や氾濫情報が下流の水防管理者に円滑に伝えられず、水防活動や避難行動が遅れが生じ、より甚大な被害が生じる等のおそれがある。</p>
○	○	<p>水防計画とは、地方公共団体、水防団等の水防関係者における出水時の実践的な行動計画であり、①河川毎の情報の伝達系統、②水防団毎の担当区域、③堤防の漏水、溢水箇所での土のう積み等具体的水防活動の方法、④洪水予報、水防警報等の基準、方法を内容とする。</p> <p>水防団は、近隣住民(非常勤)が構成員の過半で、十分な活動を行うためには水防計画であらかじめ詳細に水防活動の方法を定めておく必要がある。また、水防計画を基にあらかじめ訓練を行い出水に備えておくことが重要である。</p> <p>仮に、水防計画が策定されていない場合には、地方公共団体、水防団等の水防関係者による水防活動が適切に行われないおそれがある。また水防計画が更新されていない場合には、都道府県、市町村、水防団等の組織改編や堤防の完成状況、被災・点検状況、資機材の備蓄状況等の最新の情報が水防計画に反映されず、実際の出水時に役立たないこととなるため、実際の出水時における具体的水防活動に支障を来し、水害から国民の生命・財産を守ることが困難となる。</p>
◆		
○	○	
○	○	
◆		
○	○	
○	○	
○	○	

別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
								1次見直し	2次見直し	
8	18	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	第6条	第1項	c2	④(1号に係る部分) ×(その他)			○	
8	19	活動火山対策特別措置法	第4条		c2	④(1号~4号に係る部分) ×(その他)			○	
			第8条	第1項	c2	④			○	
			第8条	第2項	c2	④			○	
			第8条	第3項	c2	④			○	
			第8条	第4項	c3	②			◆	
8	20	石油コンビナート等災害防止法	第31条	第2項	c2	×	メルクマール v :3号、15号、16号以外		○	
			第33条	第1項	c2	①			◆	
8	22	被災市街地復興特別措置法	第5条	第2項	c2	①(制限が行われる期間の満了の日に係る部分) ×(その他)			○	
			第5条	第3項	c2	①			◆	
9	2	住宅地区改良法	第5条	第1項	c2	④			×	住宅地区改良事業については、その歴史的背景への配慮の重要性に鑑みて、従来より国が関与を求められてきたところであり、本規定の廃止又は条例委任は適切でない。 また、本規定は、不良住宅の除去、土地の収用等、私人の権利に関する強制力を伴った行為が行われることとなる事業の性格に鑑みて、従前居住者の権利の保護の観点から当然に必要なものであると言える。
			第6条	第1項	c2	④			×	
			第6条	第2項	c2	④(1号、2号に係る部分) ×(その他)			×	
			第6条	第3項	c2	④(1号~4号に係る部分) ×(その他)			×	
			第7条		c3	②			◆	
			第8条	第1項	c4	①			◆	
			第8条	第2項	c5	×			×	
9	3	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第5条	第1項	c2	④			×	住宅地区改良事業については、その歴史的背景への配慮の重要性に鑑みて、従来より国が関与を求められてきたところであり、本規定の廃止又は条例委任は適切でない。 また、本規定は、不良住宅の除去、土地の収用等、私人の権利に関する強制力を伴った行為が行われることとなる事業の性格に鑑みて、従前居住者の権利の保護の観点から当然に必要なものであると言える。
			第5条	第2項	c2	④(1号~4号に係る部分) ×(その他)			×	
			第5条	第4項	c3	①			◆	
			第5条	第5項	c4	×			×	
			第5条	第8項	c4	×			×	
9	5	住生活基本法	第17条	第1項	c2	④			×	住宅政策は、国においては住生活基本計画(全国計画)に基づいて、地域においては全国計画に即した都道府県計画に基づいて、整合性をとりながら推進されている。特に、住宅セーフティネットの確保については、現状の応募倍率が8.7倍となっている公営住宅の整備を計画的に進める必要がある。 また、公営住宅については、国及び地方公共団体が協力してこれを整備することとされており、公営住宅法第7条に基づき、国はその建設費等を補助する義務を負っており、その供給量に關し、あらかじめ国と地方公共団体が調整するスキームが必要である。
			第17条	第2項	c2	④(1号、5号、6号に係る部分) ×(その他)			×	
			第17条	第3項	c3	①(住民の意見反映に必要な措置、市町村への協議、地域住宅協議会への意見聴取) ×(その他)			○	
			第17条	第7項	c4	×			○	
			第37条	第2項	c2	×			○	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
								1次見直し	2次見直し	
8	18	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	第6条	第1項	c2	④(1号に係る部分) ×(その他)			○	
8	19	活動火山対策特別措置法	第4条		c2	④(1号~4号に係る部分) ×(その他)			○	
			第8条	第1項	c2	④			○	
			第8条	第2項	c2	④			○	
			第8条	第3項	c2	④			○	
			第8条	第4項	c3	②			◆	
8	20	石油コンビナート等災害防止法	第31条	第2項	c2	×	メルクマール v :3号、15号、16号以外		○	
			第33条	第1項	c2	①			◆	
8	22	被災市街地復興特別措置法	第5条	第2項	c2	①(制限が行われる期間の満了の日に係る部分) ×(その他)			○	
			第5条	第3項	c2	①			◆	
9	2	住宅地区改良法	第5条	第1項	c2	④			×	住宅地区改良事業については、その歴史的背景への配慮の重要性に鑑みて、従来より国が関与を求められてきたところであり、本規定の廃止又は条例委任は適切でない。 また、本規定は、不良住宅の除去、土地の収用等、私人の権利に関する強制力を伴った行為が行われることとなる事業の性格に鑑みて、従前居住者の権利の保護の観点から当然に必要なものであると言える。
			第6条	第1項	c2	④			×	
			第6条	第2項	c2	④(1号、2号に係る部分) ×(その他)			×	
			第6条	第3項	c2	④(1号~4号に係る部分) ×(その他)			×	
			第7条		c3	②			◆	
			第8条	第1項	c4	①			◆	
			第8条	第2項	c5	×			×	
9	3	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第5条	第1項	c2	④			×	住宅地区改良事業については、その歴史的背景への配慮の重要性に鑑みて、従来より国が関与を求められてきたところであり、本規定の廃止又は条例委任は適切でない。 また、本規定は、不良住宅の除去、土地の収用等、私人の権利に関する強制力を伴った行為が行われることとなる事業の性格に鑑みて、従前居住者の権利の保護の観点から当然に必要なものであると言える。
			第5条	第2項	c2	④(1号~4号に係る部分) ×(その他)			×	
			第5条	第4項	c3	①			◆	
			第5条	第5項	c4	×			×	
			第5条	第8項	c4	×			×	
9	5	住生活基本法	第17条	第1項	c2	④			×	住宅政策は、国においては住生活基本計画(全国計画)に基づいて、地域においては全国計画に即した都道府県計画に基づいて、整合性をとりながら推進されている。特に、住宅セーフティネットの確保については、現状の応募倍率が8.7倍となっている公営住宅の整備を計画的に進める必要がある。 また、公営住宅については、国及び地方公共団体が協力してこれを整備することとされており、公営住宅法第7条に基づき、国はその建設費等を補助する義務を負っており、その供給量に關し、あらかじめ国と地方公共団体が調整するスキームが必要である。
			第17条	第2項	c2	④(1号、5号、6号に係る部分) ×(その他)			×	
			第17条	第3項	c3	①(住民の意見反映に必要な措置、市町村への協議、地域住宅協議会への意見聴取) ×(その他)			○	
			第17条	第7項	c4	×			○	
			第37条	第2項	c2	×			○	

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	
9	8	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法	第6条	第2項	地域住宅計画の内容	c2	④(2号~4号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第4項	機構等の同意	c3	①	
			第6条	第8項	地域住宅計画の公表	c4	×	
9	11	優良田園住宅の建設の促進に関する法律	第3条	第2項	優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の内容	c2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)	
			第3条	第4項	優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の公表	c4	③	
9	14	新住宅市街地開発法	第4条	第1項	都市計画の内容	c2	①	
			第21条	第1項	施行計画・処分計画の策定	c2	①	
			第21条	第2項	施行計画に定める事項	c2	①(事業地に係る部分) ×(その他)	
			第21条	第3項	施行計画に定める事項	c2	①(処分後の造成宅地等の規制に係る事項) ×(その他)	
			第23条	第1項	処分計画の基準	c2	×	
			第24条		処分計画の基準	c2	×	
			第26条		関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者への協議	c3	②	
9	16	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第4条	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第5条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第5条	第3項	都市計画の内容	c2	①	
			第12条		事業計画の内容	c2	×	
			第17条	第2項	集合農地区の区域	c2	①	
			第20条	第2項	協議(義務教育施設の設置義務者)	c3	②	
			第24条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第24条	第3項	都市計画の内容	c2	①	
			第31条	第1項	都市計画に定める施行区域	c2	①	
		第31条	第2項	都市計画の内容	c2	①		

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
	○	
◆		
	○	
◆		
◆		
	×	収用で得られた土地の処分について、第三者がチェックできなくなることにより、収用対象事業としての公共性の担保や従前の土地所有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保)の観点で重大な問題となる。これは民間施行者等に対するチェックの仕組みと同様である。 第2種市街地再開発事業(都市再開発法)の管理処分計画の内容が、公用収用、公用換地、権利変換に関する事務であることを理由に存置(第3次勧告の対象外)される以上、同じ理由から存置しなければ、私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
	×	収用で得られた土地の処分について、第三者がチェックできなくなることにより、収用対象事業としての公共性の担保や従前の土地所有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保)の観点で重大な問題となる。これは民間施行者等に対するチェックの仕組みと同様である。 第2種市街地再開発事業(都市再開発法)の管理処分計画の内容が、公用収用、公用換地、権利変換に関する事務であることを理由に存置(第3次勧告の対象外)される以上、同じ理由から存置しなければ、私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
	×	収用で得られた土地の処分について、第三者がチェックできなくなることにより、収用対象事業としての公共性の担保や従前の土地所有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保)の観点で重大な問題となる。これは民間施行者等に対するチェックの仕組みと同様である。 第2種市街地再開発事業(都市再開発法)の管理処分計画の内容が、公用収用、公用換地、権利変換に関する事務であることを理由に存置(第3次勧告の対象外)される以上、同じ理由から存置しなければ、私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
	×	収用で得られた土地の処分について、第三者がチェックできなくなることにより、収用対象事業としての公共性の担保や従前の土地所有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保)の観点で重大な問題となる。これは民間施行者等に対するチェックの仕組みと同様である。 第2種市街地再開発事業(都市再開発法)の管理処分計画の内容が、公用収用、公用換地、権利変換に関する事務であることを理由に存置(第3次勧告の対象外)される以上、同じ理由から存置しなければ、私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
◆		
	○	
	○	
◆		
	○	
◆		
◆		
	○	
◆		
◆		
◆		

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	
9	16	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第35条	第1項	事業計画に定める施行区域	c2	①(施行地区、施設住宅を建設すべき土地の区域に係る事項) ×(その他)	
			第35条	第3項	事業計画に定める事項	c2	①	
			第73条		換地計画に定める事項	c2	①(1号～5号に係る部分) ×(その他)	
			第75条	第2項	換地計画の内容	c2	①	
9	17	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法	第4条	第3項	基本計画の内容	c2	④(1号～6号に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第5項	特定鉄道事業を経営しようとする者の意見聴取	c3	①	
			第4条	第6項	関係都府県との相互調整	c3	③	
			第4条	第8項	省令で定める図書の添付	c5	×	
			第4条	第9項	基本計画の公告	c4	③	
			第13条	第5項	事業計画の変更	c2	×	
9	25	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第4条	第1項	特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針の策定	c2	×	
			第4条	第2項	特定建設資材に係る分別解体等の促進等の実施に関する指針の公表	c4	×	
10	13	学校保健安全法	第5条		学校保健計画の策定	c2	×	
			第27条		学校安全計画の策定	c2	×	

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
◆	×	事業計画等の認可制度は、関係権利者の私権に重大な影響を及ぼす住宅街区整備事業の実施に当たって、事業の公共性、事業内容の妥当性を、あらかじめ施行者以外の第三者(大臣又は知事)がチェックするための仕組みであり、また、関係権利者にとっては、事業着手前にその妥当性等について意見を述べ、最終的には法的に争うことができる唯一の機会となっている。 したがって、事業計画等の記載内容としては、チェックする第三者及び関係権利者が当該事業の内容を把握する上で必要な情報が含まれていることが必要であり、施行地区以外の事項(設計の概要、事業期間など)について記載を不要とし、事業計画等の内容を形骸化することは、利害関係者の権利保護の観点で重大な問題がある。
◆	○	
◆	○	
◆	○	
◆	○	
◆	○	
○	○	
○	○	
×	×	児童生徒等の健康の保持増進及び安全確保は、公教育の円滑な実施とその成果の確保において不可欠の前提となるものであり、いずれの学校においても求められる事柄である。 学校保健計画及び学校安全計画は、児童生徒等の健康の保持増進又は安全確保を図る上で、学校において必要とされる学校保健又は学校安全に関する事項についての具体的な実施計画であり、教職員全ての共通理解の上で、合理的かつ円滑に実施する必要があるため、国公立私立学校を通じて、法で策定することを求めている。 また、近年、児童生徒等の心身の問題が多様化・深刻化するともに、児童生徒等の安全が脅かされる事件・事故が相次いで発生し、これらの問題に学校が適切に対応することがこれまでも増して求められていることから、第169回国会において、計画に関する規定について、従来例示規定であったものを必要の記載事項に改める等の改正が全会一致でなされたばかりである。改正に当たっては、全日本中学校長会から、「学校安全計画」を策定し安全管理・安全教育を徹底する必要があること、安全点検の義務化を学校保健法に明確に位置付ける必要があることなどの意見が、また、全国公立小中学校事務職員研究会からは、学校安全計画の策定を法的に検討することが必要との意見が提出されている。 さらに、特に、環境衛生検査、学校の施設及び設備の安全点検については、児童生徒の生命・身体の安全に直結する事柄と考えられ、努力義務とすることにより児童生徒の安全に支障をきたすおそれがある。 以上のことから、現行通り学校保健計画及び学校安全計画の策定の規定を存置することが適当と考えるが、今後、仮に、地方公共団体から具体的要望がなされ、関係団体とも調整がとれ、さらに、第169回国会以降の社会状況等の変化により学校保健計画及び学校安全計画を努力義務化するべき状況となれば、勧告内容を実施する。

別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
10	20	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓蒙に関する法律	第6条	第1項	基本計画の策定	c2	×	
			第6条	第2項	基本計画の内容	c2	×	
			第6条	第3項	基本計画の公表	c4	×	
11	4	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	第25条	第2項	事業環境整備構想の内容	c2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)	
			第25条	第3項	関係市町村への協議	c3	×	
			第25条	第6項	事業環境整備構想の公表	c4	③	
11	5	中小企業支援法	第4条	第1項	中小企業支援事業の実施に関する計画の策定	c2	×	
11	6	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	第5条	第2項	基本計画の内容	c2	④(2号～5号、第7号、11号、13号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第7項	基本計画の公表	c4	③	
11	8	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律	第4条	第1項	基本構想の認定	cb	×	
					基本構想の作成	c2	×	事実上の義務付けとならないよう見直し
			第4条	第2項	基本構想の内容	c2	×	
			第4条	第5項	基本構想の公表	c4	×	
			第5条	第1項	主務大臣の認定	cb	×	4条1項と同じ
11	9	小規模企業者等設備導入資金助成法	第12条	第1項	事業計画の作成	c2	④	事業計画の廃止
12	2	有機農業の推進に関する法律	第7条	第2項	推進計画の公表	c4	×	
12	3	農業改良助長法	第7条	第6項	実施方針の内容	c2	×	
			第7条	第7項	実施方針の策定・変更	c2	×	
12	4	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	第3条	第1項	導入指針の策定	c2	④	
			第3条	第2項	導入指針の内容	c2	④(1号、2号に係る部分) ×(その他)	

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
×	×	アイヌ文化振興法(平成9年法律第52号)は、民族の誇りの源泉である伝統文化が存立の危機にある状況に鑑み、アイヌの文化の振興及びアイヌの伝統等に関する国民理解の必要性から、アイヌの人々、北海道の強い要望も踏まえ制定されたもの(衆参全会一致で可決)。 先住民族に関する政策は、我が国において先例がなく、近年、国際的にも注目されている分野である。政策の推進に当たっては、国が主体性をもって取り組むとともに、アイヌの人々は地域住民でもあることから、政令で定める都道府県(現在、北海道のみ指定)も責任をもってアイヌ政策を推進し、アイヌの人々をはじめ広く地域住民に政策の重要性を知ってもらうため、計画の策定及び公表の義務付けが必要である。少数者であるアイヌの人々に関する政策が、都道府県の他の優先課題に埋没することのないよう、法律上の担保が必要である。 平成21年7月、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会(座長、佐藤幸治京大名誉教授、北海道知事、アイヌ協合理事長等が委員)が報告書を内閣官房長官に手交。報告書では、従来にも増して、国が主体性を持ってアイヌ政策を立案し遂行すること、その際、地方公共団体との連携・協働により政策効果を高めていくことが重要とされたところ。国が主体性をもってアイヌ政策を推進するためには、本義務付けが必要である。
○	○	
◆		
○		基本計画への記載項目のうち、第8、9、12号については、同意協議対象から除外し、任意的記載項目とする方向で法制面から検討。第1、6、7、10、11号については、国が地方公共団体や事業者に対して、課税の特例、工場立地法の特例、中小企業施策上の特例、農地法等の処分に係る配慮等の支援を行うに当たって、必要不可欠な項目であるため、同意協議を維持する必要がある。
◆		
○		
○		
○		
○		
○		
○		
○		
○		
○		
○		
△		・法律の他の規定との整合性に影響するため存置する必要(1～4号に係る部分) 法第6条第1項において、政府は都道府県に対し協同農業普及事業交付金を交付することとされており、第7条第6項第1～4号に掲げる事項は、当該交付金が充てられる取組に係るものである。実施方針において第1～4号に掲げる事項が定められない場合、国の方針との整合性が確保されず、また、当該交付金の妥当性が担保できなくなる。したがって、第1～4号に係る義務付けを存置する必要がある。
×	×	・法律の他の規定に影響するため存置する必要 法第7条第5項により、農林水産大臣が定める運営指針を基本として都道府県が実施方針を策定し、これに従い普及事業を実施することを前提として、第6条第1項により国から交付金が交付される。本義務付けが廃止された場合、運営指針と整合した実施方針の策定が担保されず、また、上記交付金の妥当性が担保できなくなる。したがって、本義務付けを存置する必要がある。
○		
○		





別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	
12	16	集落地域整備法	第4条	第1項	集落地域整備基本方針の策定	c2	×	
			第4条	第2項	集落地域整備基本方針の内容	c2	×	
			第4条	第7項	集落地域整備基本方針の公表	c4	×	
			第5条	第3項	集落地区整備計画の内容	c2	①(目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針を除く) ×(その他)	
			第5条	第4項	集落地区整備計画の内容	c2	①(1号、2号に係る部分) ×(その他)	
			第7条	第2項	集落農業振興地域整備計画の内容	c2	④(1号に係る部分) ×(その他)	
12	17	農業経営基盤強化促進法	第6条	第2項	農業経営基盤強化促進基本構想の内容	c2	×	
			第6条	第7項	農業経営基盤強化促進基本構想の公告	c4	③	
			第18条	第1項	農用地利用集積計画策定時の農業委員会の決定	c3	①	
12	18	地力増進法	第6条	第1項	地力増進対策指針の策定	c2	×	
			第6条	第2項	地力増進対策指針の内容	c2	×	
			第6条	第3項	関係農業者の組織する団体の意見聴取	c3	×	
			第6条	第4項	地力増進対策指針の公表	c4	×	
12	20	果樹農業振興特別措置法	第2条の3	第2項	都道府県の果樹農業振興計画の内容	c2	×	
			第2条の3	第3項	都道府県の果樹農業振興計画の内容	c2	×	
			第2条の3	第4項	学識経験者からの意見聴取	c3	②	
			第2条の3	第5項	都道府県の果樹農業振興計画の概要の公表	c4	③	
12	21	野菜生産出荷安定法	第8条	第1項	生産集荷近代化計画の策定	c2	×	
			第8条	第1項	生産集荷近代化計画の概要の公表	c4	×	
			第8条	第2項	生産出荷近代化計画の内容	c2	×	
			第8条	第4項	農業団体等の意見聴取	c3	②	
第9条	第1項	生産集荷近代化計画変更の概要の公表	c4	×				

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
○	
△	・法律の他の規定との整合性に影響するため存置する必要(1号に係る部分) ・市町村が策定する集落農業振興地域整備計画(法第7条)及び集落地区計画(第5条)は、都道府県知事が基本方針において定める集落地域の位置及び区域に関する基本的事項(第4条第2項第1号)を前提として作成されることから、これらの事項について記載を義務付けない場合、両計画を策定することができず、集落地域における土地利用調整を通じた農地の確保を図ることができなくなるため、記載の義務付けを存置する必要がある。
○	
○	
○	
○	
×	・法律の他の規定に影響するため存置する必要 法第6条第2項に規定する基本構想の内容は、 ① 市町村が農業者の定める農業経営改善計画を認定する基準となっており、認定を受けた者(認定農業者)に対しては、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第24条の2に規定する税制措置が講じられる(認定農業者が農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるために交付金等を積み立てた場合の課税繰り延べ措置(農業経営基盤強化準備金制度)他、 ② 農業経営基盤強化促進事業を実施する基準となっており、当該基準に基づき実施する事業の効果として、農地の権利移動に係る制限が除外されることとなる。 本義務付けを廃止した場合、これらの措置を的確に実施することができなため、これを存置する必要がある。
◆	
◆	
○	
○	
○	
△	・農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要(2~3号に係る部分)
○	
◆	
◆	
△	・生産出荷近代化計画の策定については、農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要(1号に係る部分)
△	・農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要(1号に係る部分)
◆	
○	



別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
13	5	森林法	第6条	第1項	地域森林計画の案の縦覧	c4	②	
					縦覧の期間	c5	×	
			第6条	第3項	関係森林管理局長の意見聴取	cb	4①	
			第6条	第6項	地域森林計画の公表	c4	①	
			第39条の4	第1項	地域森林計画の内容	c2	②(1号、2号に係る部分) ×(その他)	
			第10条の5	第1項	市町村森林整備計画の策定	c2	×	
			第10条の5	第2項	市町村森林整備計画の内容	c2	×	
			第10条の5	第6項	関係森林管理局長の意見聴取	cb	×	
			第10条の5	第8項	市町村森林整備計画の公表	c4	③	
			第10条の6	第2項	市町村森林整備計画の変更	c2	×	
13	11	森林病虫害等防除法	第7条の3	第1項	都道府県防除実施基準の策定	c2	×	
					第2項	都道府県防除実施基準の内容	c2	×
			第7条の3	第4項	都道府県防除実施基準の公表	c4	×	
			第7条の6	第1項	樹種転換促進指針の策定	c2	×	
			第7条の6	第2項	樹種転換促進指針の内容	c2	×	
			第7条の6	第4項	樹種転換促進指針の公表	c4	×	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
○	
◆	
◆	
○	
×	・農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要。
△	・農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要(1~7号、10号に係る部分)
○	
◆	
×	・農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要。
×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要 都道府県防除実施基準は、特別防除(薬剤の空中散布)の区域、実施方法を定めるもの(法第7条の3第2項)であり、薬剤を適切に使用するための重要な基準である。本基準が定められない場合、防除区域の周辺住民の安全確保等に支障を来す。したがって、不特定多数の者の健康、食の安全、環境保全等を確保する上で、本義務付けを存置する必要がある。
×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要 法第7条の3第2項は、薬剤による防除を行う際の「周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項」等、防除を安全・適切に行う上で必要最低限の事項のみを規定している。第7条の3第2項に掲げる事項が定められない場合、防除区域の周辺住民の安全確保等に支障を来す。したがって、不特定多数の者の健康、食の安全、環境保全等を確保する上で、本義務付けを存置する必要がある。
×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要 都道府県防除実施基準は、特別防除(薬剤の空中散布)の区域、実施方法を定めるものである(法第7条の3第2項)。これらを公表しないとすれば、周辺住民、農林漁業者等の不特定多数の者が当該薬剤の空中散布に備えて私有財産を保護するための手段をとる必要があるかどうか等を事前に判断する機会を奪うこととなり、その結果、当該薬剤の空中散布によって私有財産が侵害される危険性が増大する。 また、特別防除を行う者は都道府県防除実施基準に従って薬剤散布等を行うことが義務付けられており(法第7条の4)、公表によって、当該特別防除を行う者に課された義務の内容を周知する必要がある。 したがって、不特定多数の者の健康、食の安全、環境保全等を確保する上で、本義務付けを存置する必要がある。
×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要 森林病虫害被害により、森林の公益的機能が損なわれると、森林環境が劣化するのみならず、周辺の生活環境への影響や山腹崩壊などの災害の危険性も高くなる。森林病虫害対策の1つとして、樹種転換が重要となっている。樹種転換促進指針が策定されない場合、樹種転換の促進に支障が生じる。したがって、環境保全、災害に対するセーフティネットを確保する上で、本義務付けを存置する必要がある。
×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要 森林病虫害被害により、森林の公益的機能が損なわれると、森林環境が劣化するのみならず、周辺の生活環境への影響や山腹崩壊などの災害の危険性も高くなる。森林病虫害対策の1つとして、樹種転換が重要となっている。法第7条の6第2項に掲げる事項は必要最低限のものであり、これが定められない場合、樹種転換の促進に支障を来す。したがって、環境保全、災害に対するセーフティネットを確保する上で、本義務付けを存置する必要がある。
○	

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	
13	11	森林病害虫等防除法	第7条の9	第1項	地区防除指針の策定	c2	×	
			第7条の9	第2項	地区防除指針の内容	c2	×	
			第7条の10	第1項	地区実施計画の策定	c2	×	
			第7条の10	第2項	地区実施計画の内容	c2	×	
			第7条の10	第3項	特定森林を所有する者の意見聴取	c3	②	
14	3	水産資源保護法	第17条	第1項	保護水面の管理計画の策定	c2	①	
			第17条	第2項	保護水面の管理計画の内容	c2	①(2号、3号に係る部分) ×(その他)	

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
×	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要 森林病害虫被害により、森林の公益的機能が損なわれると、森林環境が劣化するのみならず、周辺の生活環境への影響や山腹崩壊などの災害の危険性も高くなる。森林病害虫対策として、高度公益機能森林の周辺の森林においても森林所有者等による自主的な防除措置が行われることが重要となっている。地区防除指針が策定されない場合、自主的な防除措置を適切に行う上で支障が生じる。したがって、環境保全、災害に対するセーフティネットを確保する上で、本義務付けを存置する必要がある。
×	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要 森林病害虫被害により、森林の公益的機能が損なわれると、森林環境が劣化するのみならず、周辺の生活環境への影響や山腹崩壊などの災害の危険性も高くなる。森林病害虫対策として、高度公益機能森林の周辺の森林においても森林所有者等による自主的な防除措置が行われることが重要となっている。法第7条の9第2項に掲げる事項は必要最低限のものであり、これが定められない場合、自主的な防除措置を行う上で支障が生じる。したがって、環境保全、災害に対するセーフティネットを確保する上で、本義務付けを存置する必要がある。
×	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要 森林病害虫被害により、森林の公益的機能が損なわれると、森林環境が劣化するのみならず、周辺の生活環境への影響や山腹崩壊などの災害の危険性も高くなる。森林病害虫対策として、高度公益機能森林の周辺の森林においても森林所有者等による自主的な防除措置が行われることが重要となっている。 地区実施計画は、薬剤散布による防除の区域、実施方法等を定めるものである。地区実施計画が策定されない場合、自主的な防除措置を安全かつ的確に行う上で支障が生じる。したがって、不特定多数の者の健康、食の安全、環境保全、災害に対するセーフティネットを確保する上で、本義務付けを存置する必要がある。
	○	
	◆	
	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要 地区実施計画は、薬剤散布による防除の区域、実施方法等を定めるものである。これらを公表しないとすれば、周辺住民、農林漁業者等の不特定多数の者が当該薬剤の散布に備えて私有財産を保護するための手段をとる必要があるかどうか等を事前に判断する機会を奪うこととなり、その結果、当該薬剤の散布によって私有財産が侵害される危険性が增大する。 また、同計画の策定又は変更をしようとするときは、地区実施計画の対象となる森林の所有者の意見を聴かなければならない(法第7条の10第3項)とされており、森林所有者等が当該意見聴取手続を経て策定された計画の内容を最終的に確認することで、的確な自主防除措置が図られる。 したがって、不特定多数の者の健康、食の安全、環境保全、災害に対するセーフティネットを確保する上で、本義務付けを存置する必要がある。
	◆	
	×	・法律の他の規定との整合性に影響するため存置する必要 法第17条第2項第1号に掲げる増殖すべき水産動植物の種類及び措置は、第2号及び第3号に掲げる採捕を制限すべき水産動植物の種類及び措置と一体的に定めることにより、両者あいまって水産動植物の保護培養の効果が発揮されるものである。したがって、第1号に係る義務付けを存置する必要がある。

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考			
14	7	漁港漁場整備法	第17条	第1項	特定漁港漁場整備事業計画の策定	c2	④				
				第1項	特定漁港漁場整備事業計画の公表	c4	×				
			第17条	第2項	特定漁港漁場整備事業計画の内容	c2	④(施行区域及び工事に 関する事項、事業費に係 る事項に係る部分) ×(その他)	×			
			第17条	第4項	特定漁港漁場整備事業計画の 公告、縦覧	c4	②				
					縦覧の期間	c5	×				
			第17条	第8項	特定漁港漁場整備事業計画の 変更	c2	④	×			
			第17条	第10項	特定漁港漁場整備事業計画変更 の公表	c4	×				
			14	8	沿岸漁場整備開発 法	第7条の2	第2項	基本計画の内容	c2	①(1号、4号に係る部分) ×(その他)	△
						第7条の2	第6項	基本計画の公表	c4	×	○
14	12	海洋水産資源開発 促進法	第7条	第1項	沿岸水産資源開発計画の策定	c2	×	○			
			第7条	第2項	沿岸水産資源開発計画の内容	c2	×	×			
			第7条	第5項	沿岸水産資源開発計画の公表	c4	③	◆			

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)	
	1次見直し	2次見直し
×	×	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要 特定漁場整備事業については、法第20条第 4項に基づき、国において費用を負担すること とされている。特定漁港漁場整備事業計画が 定められない場合、この費用負担を的確に行 うことができない。 また、事業に伴う環境への影響の把握や対 策の検討、類似した事業の実施による二重投 資の回避等のため、事業主体が関係地方公 共団体及び漁港管理者との協議(第17条第3 項)をしなければならないとされているが、施 設の位置や規模等を整理した計画が定めら れていない場合、この協議を行うことができ ない。 特定漁港漁場整備事業の施行者は他人の 土地又は水面に立ち入ることが可能となる など(第24条)私人の権利制限につながる こと、また、広範にわたる利用者等の意見 を適正に反映するため、公告・縦覧を行っ ている(第17条第4項)ことから、最終的 な内容について周知する必要がある。 以上の理由により、特定漁港漁場整備事 業を実施する場合に限定して、計画の策定 及び公表に係る義務付けを存置する必要が ある。
×	×	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要 特定漁場整備事業については、法第20条第 4項に基づき、国において費用を負担すること とされている。第17条第2項に掲げる事項 が定められない場合、この費用負担を的確 に行うことができないため、本義務付けを 存置する必要がある。
○	○	
×	×	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要 特定漁場整備事業については、法第20条第 4項に基づき、国において費用を負担すること とされている。特定漁港漁場整備事業計画 が、農林水産大臣が定める漁港漁場整備基 本方針に適合していない場合、この費用負担 を的確に行うことができない。したがって、本 義務付けを存置する必要がある。
×	×	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要 特定漁港漁場整備事業計画には、特定漁 港漁場整備事業につき施行に係る区域等 に関する事項を定めるものとされている。特 定漁港漁場整備事業の施行者は他人の土地 又は水面に立ち入ることが可能となるなど (第24条)私人の権利制限につながる こと、また、広範にわたる利用者等の意見 を適正に反映するため、公告・縦覧を行っ ている(第17条第4項)ことから、最終 的な内容について周知する必要がある。 したがって、本義務付けを存置する 必要がある。
△	△	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要(2~3号に係る部分) 法第7条の2第2項第2号及び第3号に掲 げる事項は、存置が認められている第4号 の「特定水産動物育成事業に関する事項」 を含む種苗放流に関する都道府県の全 体計画に関するものであり、第4号と一 体不可分の内容である。したがって、第 2号及び第3号に係る義務付けを存置 する必要がある。
○	○	
○	○	
×	×	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要 法第7条第1項に基づく沿岸水産資源開 発計画が策定された場合、都道府県知事 は、沿岸水産資源開発区域内で海底の掘削 等を行う者に対して、必要な勧告をす ることができることとされている(第9条 第2項)。沿岸水産資源開発計画の内容は 当該勧告に直結するため、第7条第2項 に掲げる事項が規定されない場合、必要 な措置をとることができないおそれ がある。したがって、本義務付けを存置 する必要がある。
◆	◆	

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	
								見直し状況
15	5	農村地域工業等導入促進法	第4条	第2項	農村地域工業等導入基本計画の策定内容	c2	×	・法律の他の規定との整合性に影響するため存置する必要(1号、4～8号に係る部分)  農村地域工業等導入実施計画は、都道府県が定める農村地域工業等導入基本計画の内容に即して定めるとされている(法第5条第4項)。基本計画において第5条第2項第1号及び第4～8号に掲げる事項が定められなければ、実施計画において、これらに対応する事項(第5条第3項第1号、第4～8号)を的確に定めることが困難となる。したがって、第5条第2項第1号及び第4～8号に係る義務付けを存置する必要がある。
			第4条	第5項	農村地域工業等導入基本計画の公表	c4	③	
			第5条	第3項	農村地域工業等導入実施計画の内容	c2	④(1号、2号、5号～8号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第9項	農村地域工業等導入実施計画の概要公表	c4	×	
15	18	発電用施設周辺地域整備法	第4条	第3項	公共用施設整備計画の内容	c2	④	・法律の他の規定との整合性に影響するため存置する必要(9号に係る部分)  法第5条第3項第9号は、農村地域工業等導入実施計画において「農村地域への工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項」を記載することを義務付けている。市町村が企業誘致を行う場合、本記載事項により、自らの区域内及び導入区域の下流等区域外へ公害が及ぶ可能性を未然に防止する必要がある。したがって、第9号に係る義務付けを存置する必要がある。
			第4条	第4項	事業実施者、発電用施設設置者からの意見聴取	c3	①	
			第10条	第2項	利便性向上等事業計画の内容	c2	④(事業の概要、経費の概算に係る部分) ×(その他)	
16	1	卸売市場法	第6条	第4項	都道府県卸売市場整備計画の公表	c4	×	・法律の他の規定との整合性に影響するため存置する必要  都道府県計画には、卸売市場の立地等に関する事項が含まれ、一般消費者、生産者及び関係事業者など不特定多数の者に、安全な食品の安定的供給等多大な影響が及ぶ(卸売市場の公益性)ことから、公表すべきものであり、公表しない自由を認めることは不適当である。  また、都道府県計画への適合が、民間企業、市町村等に対する地方卸売市場開設の許可の要件となっており(法第57条第1項第7号)、後続の手続の不可欠の前提として計画の公表が必要である。
			第9条	第1項	事業計画の策定	c2	×	
			第9条	第3項	事業計画の内容	c2	×	
17	2	都市鉄道等利便増進法	第12条	第2項	交通結節機能高度化構想の内容	c2	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要  中央卸売市場の運営は、広域にわたる集分荷や指標となる価格形成、安全な食料の安定的供給等、不特定多数の者に多大な影響が及ぶため、開設を希望する者から業務規程及び事業計画を提出させ、開設者としてふさわしいもののみを認可している。  事業計画が策定されない場合、この認可の判断を行うことが出来ない。したがって、広域にわたる食の安全等を確保する上で、本義務付けを存置する必要がある。また、中央卸売市場の開設は任意であり、地方自治体にすべからず計画策定を義務付けているわけではない。
			第14条	第2項	交通結節機能高度化計画の内容	c2	④(1号～10号に係る部分) ×(その他)	
			第14条	第3項	交通結節機能高度化計画の内容	c2	④	
			第14条	第4項	交通結節機能高度化計画の内容	c2	④	
			第14条	第5項	交通結節機能高度化計画の内容	c2	④	

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
△	×	・法律の他の規定との整合性に影響するため存置する必要(9号に係る部分)  法第5条第3項第9号は、農村地域工業等導入実施計画において「農村地域への工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項」を記載することを義務付けている。市町村が企業誘致を行う場合、本記載事項により、自らの区域内及び導入区域の下流等区域外へ公害が及ぶ可能性を未然に防止する必要がある。したがって、第9号に係る義務付けを存置する必要がある。
◆	○	
◆	○	
◆	○	
×	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要  中央卸売市場の運営は、広域にわたる集分荷や指標となる価格形成、安全な食料の安定的供給等、不特定多数の者に多大な影響が及ぶため、開設を希望する者から業務規程及び事業計画を提出させ、開設者としてふさわしいもののみを認可している。  事業計画が策定されない場合、この認可の判断を行うことが出来ない。したがって、広域にわたる食の安全等を確保する上で、本義務付けを存置する必要がある。また、中央卸売市場の開設は任意であり、地方自治体にすべからず計画策定を義務付けているわけではない。
△	○	
◆	○	一括法で対応。ただし、交通結節機能高度化構想の内容に係る規定について大枠化等の措置を講ずることに伴う、案文構成上の整合性については、今後も検討する必要がある。
◆	○	
◆	○	
◆	○	



(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	
17	4	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	第11条	第1項	駐車場整備計画の策定	c2	④	
			第11条	第2項	公園管理者の同意	c3	①	
			第16条	第1項	駐車場整備計画の策定	c2	④	
			第16条	第2項	公園管理者の同意	c3	①	
17	5	都市モノレールの整備の促進に関する法律	第3条		都市計画の内容	c2	④	
17	8	港湾法	第3条の3	第1項	港湾計画の策定	c2	×	
			第3条の3	第2項	港湾計画の内容	c2	×	

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
	○	
◆		
	○	
◆		
	○	
	×	<p>「港湾計画」は、港湾の開発、利用及び保全について定めるマスタープランであり、行政を始め港湾に関係する様々な者の活動の指針となる。また、臨海部立地企業や物流事業者などの港湾利用者、住民、関係行政機関等の多岐にわたる関係者の合意形成の上で策定される。定められた「港湾計画」は、臨海部立地企業を始めとした荷主、物流事業者、船会社など港湾利用企業の経営計画立案の前提条件となるほか、港湾区域や臨港地区などで行われる様々な行為の規制や公有水面埋立の免許など、港湾管理者が行う行政処分の判断基準として利用されている。</p> <p>港湾計画を策定しない重要港湾が生じた場合、以下のような問題が生じると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物流倉庫、工場、公園の建設など、土地利用の複数の要請がある場合、何を選択するのが長期的に望ましいかについて、関係者間の調整や合意形成の機会を失う。</li> <li>・全国的あるいは管理者の行政エリアを越えた広域的な視点から、岸壁数の過不足など港湾間等での調整を必要とする場合に、調整手段を失う。</li> <li>・工場の立地場所選定や物流ルートの見直しの検討を行う際に、各港湾の将来計画を把握することができないため、企業戦略が立てられなくなる。</li> <li>・専用橋等の建設申請に対して、行政機関の将来計画との両立の可否、既存施設の利用上の支障の有無など、港湾管理者が許可の是非判断を行う拠りがなくなる。</li> <li>・岸壁や防波堤等、国や港湾管理者が施設整備を行う際に、その港湾にとって、何処の位置に施設建設するのが良いかの判断ができなくなり、公共事業の適切な予算配分にも支障が生ずる。</li> </ul> <p>よって、国の利害に重大な関係を有する港湾である重要港湾の港湾管理者に、今後とも港湾計画の策定を義務付けることが適当と考える。</p>
	×	<p>港湾の開発、利用及び保全に関する基本方針を、国が告示している。その基本方針には、全国的、広域的な視点から見て重要な「港湾の施設の配置、規模及び能力」などの基本的な事項について定めている。</p> <p>基本方針等に適合しないまま港湾計画が策定されると、国が全国的・広域的な視点から各港の港湾計画を調整しようとする場合にその手段がなくなり、以下のような事態が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏など圏域全体を見通した基本方針に適合する港湾管理者間の役割分担がなされないため、圏域内で見込まれるコンテナ貨物の取り扱いについて、各港湾管理者が別個に考える計画施設量の合計では対応できず、将来の円滑な輸出入貨物の取り扱いに支障が生じる。</li> <li>・パナマ運河拡張工事や船舶の超大型化等に代表される世界的な海運や港湾の状況が各港の施策に反映されず、国内の港湾が国際情勢から取り残されることとなる。特に、安定的に原料調達する上で、船舶の超大型化への対応の遅れは、国際競争の中で産業活動に大きな影響を与える。</li> <li>・港湾施設の耐震性の強化が進まず、大規模地震発生時に海上輸送ルートが途絶えることとなり、国民生活や経済活動を支える輸出入貨物の流れが長期間寸断してしまう。</li> </ul> <p>よって、港湾管理者が定める港湾計画に、今後とも基本方針等の適合を義務付けることが適当である。</p>



別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
17	8	港湾法	第3条の3	第9項	港湾計画の公示	c4	×	
			第3条の3	第10項	港湾計画の公示	c4	×	
17	18	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律	第4条	第5項	外客来訪促進計画の公表	c4	×	
17	19	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律	第4条	第2項	基本計画の内容	c2	④(4号に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第6項	基本計画の公表	c4	×	
18	4	勤労青少年福祉法	第6条	第2項	都道府県勤労青少年福祉事業計画の内容	c2	×	
			第6条	第5項	都道府県勤労青少年福祉事業計画概要の公表	c4	×	
18	8	障害者の雇用の促進等に関する法律	第38条	第1項	身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画の策定	c2	×	
			第48条	第1項	特定身体障害者の採用に関する計画の策定	c2	×	
18	9	地域雇用開発促進法	第5条	第2項	地域雇用開発計画の内容	c2	④(1号、4号、5号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第6項	地域雇用開発計画の公表	c4	③	
			第6条	第2項	地域雇用創造計画の内容	c2	④(1号、4号、6号～8号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第3項	地域雇用創造協議会の議	c3	×	
			第6条	第4項	関係都道府県知事の意見聴取	cb	×	
			第6条	第7項	地域雇用創造計画の公表	c4	③	
18	12	職業能力開発促進法	第5条	第2項	都道府県職業能力開発計画の内容	c2	×	
			第5条	第6項	都道府県職業能力開発計画の公表	c4	×	
			第7条	第1項	都道府県職業能力開発計画の策定	c2	×	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)	
	1次見直し	2次見直し
×	×	<p>「港湾計画」は、港湾管理者が港湾の開発、利用及び保全について定めるマスタープランであり、港湾関係の様々な者の活動の指針となる。また、「港湾計画」は、臨海部立地企業を始めとした荷主、物流事業者、船会社など港湾利用企業の経営計画立案の前提条件となるほか、港湾区域や臨港地区などで行われる様々な行為の規制や公有水面埋立の免許など、港湾管理者が行う行政処分の判断基準として利用される。</p> <p>「港湾計画」の概要を公示しない港湾管理者が生じた場合、以下のような事態が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場の立地場所選定や物流ルートの見直しの検討を行う企業が、各港湾の将来計画の変更等を把握できず、投資等の経営判断を行う機会を失する。</li> <li>・専用棧橋の設置許可や公有水面埋立の免許など、港湾管理者が私権制限にも繋がる行政処分を行う際の基準変更を知る機会を失する。</li> </ul> <p>よって、港湾管理者は、港湾利用に関わる様々な立場の者や私権の制限を受ける利害関係者等に対し、「港湾計画」の変更等を周知するよう、今後とも「港湾計画」の概要公示については義務付けることが適当である。</p>
×	×	<p>「港湾計画」は、港湾管理者が港湾の開発、利用及び保全について定めるマスタープランであり、港湾関係の様々な者の活動の指針となる。また、「港湾計画」は、臨海部立地企業を始めとした荷主、物流事業者、船会社など港湾利用企業の経営計画立案の前提条件となるほか、港湾区域や臨港地区などで行われる様々な行為の規制や公有水面埋立の免許など、港湾管理者が行う行政処分の判断基準として利用される。地方港湾においても、港湾管理者の判断で、重要港湾と同様に「港湾計画」を定めることができる。</p> <p>「港湾計画」の概要を公示しない港湾管理者が生じた場合、以下のような事態が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場の立地場所選定や物流ルートの見直しの検討を行う企業が、各港湾の将来計画の変更等を把握できず、投資等の経営判断を行う機会を失する。</li> <li>・専用棧橋の設置許可や公有水面埋立の免許など、港湾管理者が私権制限にも繋がる行政処分を行う際の基準変更を知る機会を失する。</li> </ul> <p>よって、港湾管理者は、港湾利用に関わる様々な立場の者や私権の制限を受ける利害関係者等に対し、「港湾計画」の変更等を周知するよう、今後とも「港湾計画」の概要公示については義務付けることが適当である。</p>
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
×	×	<p>障害者の雇用に係る計画作成の義務については、国や民間企業にも同様の義務を課していること、地方公共団体には国とともに率先垂範して障害者を雇用する責務があることなどから、当該義務を廃止又は奨励への移行とし、地方公共団体のみ計画的な障害者雇用の確保を行わなくてはならないことは不適切である。</p>
◆		
○	○	
○	○	
○	○	
◆		
○	○	
○	○	

別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	見直し状況	
							1次見直し	2次見直し
18	12	職業能力開発促進法	第7条	第2項	事業主、労働者その他の関係の意見反映 c3	②(事業主、労働者に係る部分) ×(その他)		
19	1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第44条		港湾における廃油処理施設等の整備計画の内容 c2	×		
19	2	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律	第5条	第1項	県計画の策定 c2	④		
			第5条	第2項	県計画の内容 c2	④(2号～4号に係る部分) ×(その他)		
			第5条	第7項	県計画の公表 c4	×		
19	3	環境基本法	第17条	第3項	公害防止計画の策定 c2	④		
19	5	地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3	第1項	地方公共団体実行計画の策定 c2	×		
			第20条の3	第2項	地方公共団体実行計画の内容 c2	×		

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)	
	1次見直し	2次見直し
	○	
	×	我が国が批准している海洋汚染防止条約において、締結国は船舶の廃油処理施設等を港湾において確保するという国際的責務が課されている。そのため、廃油処理施設等を計画的かつ適切に確保するため、その施設の建設又は配置について、港湾計画その他の港湾の整備に関する計画に記載することを求めている。仮に本規定が廃止された場合、港湾において廃油や廃有害液体物質等を受け入れて処理する施設の建設やその他の用地の確保が行われず、国として海洋汚染防止条約上の責務を担保する仕組みがなくなってしまう。港湾管理者等による当該施設の円滑な整備を担保する手段がなくなってしまう。廃油等を処理するための施設が計画的な整備・配置がされず、船舶・海洋施設から排出・放出される廃油等のため周辺海域において海洋汚染が生じるおそれが生じることとなる。このため、本規定は引き続き存置する必要がある。
	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要  本法における関係県は、主務大臣が定める基本方針に基づき、指定された特定の地域での県計画を策定する。国は、県計画に定められた事業について、漁港漁場整備事業に係る補助率の特別措置等を行う。県計画に係る補助率の特別措置等を行う。県計画に定められない場合、これらの措置が的確に実施されず、広域にわたる環境保全の確保に支障を来す。したがって、本義務付けを存置する必要がある。
	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要  法第5条第2項には、森林の機能向上や下水道、浄化槽等の整備など陸域を含めた広域にわたる対策が盛り込まれている。これらの事項が県計画に定められない場合、広域にわたる有明海・八代海の環境保全に支障を来す。したがって、本義務付けを存置する必要がある。
	○	
	○	
	×	現行規定を存置する。  【2050年80%削減、2020年25%削減及び京都議定書目標を達成するために地方公共団体での計画策定が必要不可欠】 ○事業者、国民の取組を促すためにも、まずは、国及び地方公共団体が率先して排出削減を行うことが必要である。先般、我が国の中期目標として、2020年までに1990年比で25%削減すると総理が発表し、地球温暖化対策基本法案でも閣議決定され、削減目標、国内排出量取引制度、地球温暖化対策のための税など各種施策が明確化され、また、改めて低炭素社会の実現に向けた国及び地方の取組の必要性について述べられている。 ○また、京都議定書は、すべての締約国に対し、地方公共団体の事務及び事業も含めて、広く温室効果ガスの排出を抑制する計画の策定・公表・更新等を義務として求めており(同議定書第10条(b)(i))。この計画において、盛り込むべきとされている対策は、エネルギー、運輸、工業、農業、林業、廃棄物処理にまで及んでいる。我が国では、都市計画手法を活用した運輸部門の対策、廃棄物処理の対策などは、地方公共団体の自治事務に属するものであり、当該分野の計画策定は地方公共団体に求められるものであることから、同議定書第10条(b)(i)を遵守するためには、法により直接地方公共団体に計画の策定を義務付ける必要がある。
	×	現行規定を存置する。  【2050年80%削減、2020年25%削減を達成するための実効的な計画策定が必要不可欠】 ○計画として、①計画期間(第1号)、②目標(第2号)、③実施しようとする措置の内容(第3号)が記載されないものが存在すれば国全体の総量管理は不可能であることから、第20条の3第2項により、計画に盛り込むべき事項について全国的に統一して定め、①計画期間、②目標、③実施しようとする措置の内容を盛り込む義務付けているものである。また、④その他実効計画の実施に関し必要な事項(第4号)としては、第20条の3第8項の規定に基づき、実行計画を策定又は変更した場合に遅滞なくこれを公表する義務、第20条の3第10項の規定に基づき、毎年1回、実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表する義務を想定している(第20条の3第8項及び同条第10項の規定の存置の必要性については後段参照)。 ○したがって、現行制度を存置する必要がある。

別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
19	5	地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3	第3項	地方公共団体実行計画の内容	c2	×	
				第6項	住民その他利害関係者の意見反映	c3	×	
				第8項	地方公共団体実行計画の公表	c4	×	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)	
	1次見直し	2次見直し
		<p>現行規定を存置する。</p> <p>【2050年80%削減、2020年25%削減を達成するための実効的な計画策定が必要】                      ○従前は、第20条第2項に基づき、地域全体の温暖化対策に関する計画(地域推進計画)の策定を求めていたが、一部の地方自治体しか策定しておらず(全都道府県のほか、政令市が17のうち13都市、中核市が35のうち6都市、特別市が44のうち4都市)、住民に近く、きめ細かな対応が可能な市町村レベルでの策定が遅れていた。                      ○このため、平成20年に本法を改正し、本規定により、都道府県及び指定都市等に対し、全国的に統一した方針として、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて効果的に温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めることを義務付けるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等を行う上で国と地方公共団体との果たすべき役割を勘案し、都道府県及び指定都市等においてその地域内の事業者や住民の取組やまちづくりにおける取組などを促す事項を必ず盛り込むよう、全国的に統一して、義務付けられたところである。本規定は、国全体の温室効果ガスの総量管理を行う上で必要不可欠な事項のうち、地方公共団体が一義的に対応すべきものを列記したものであり、これらの地方公共団体の施策が適切になされなければ、地方自治体の区域を超える国全体としての温室効果ガスの総量管理を行う上で重大な支障を来すおそれがある。特に、平成21年9月の国連気候変動首脳会議において、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、90年比25%減の削減目標を総理が発表したところであり、中長期の温室効果ガスの大幅削減の必要性をかんがみれば、国、地方公共団体、事業者、国民の各主体すべてが適切な役割分担を果たすことが必須である。                      ○また、第20条の3第1項の対応欄に記載したとおり、京都議定書第10条(b)(1)を遵守するためにも、法により直接地方公共団体に計画の策定を義務付ける必要がある。                      ○したがって、この義務を廃し又は条例制定の余地を許容すれば、法改正以前の状態から改善されない懸念があるため、本項による計画策定の義務付けは存置する必要がある。その必要性は平成20年の国会における改正法案の審議において認められたところである。このため、本規定は存置する必要がある。</p>
		<p>現行規定を存置する。</p> <p>【2050年80%削減、2020年25%削減を達成するための実効的な計画とするために、住民その他の利害関係者の理解と協力を得ることが必要】                      ○都道府県及び指定都市等が策定する地方公共団体実行計画には、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項も含まれ(20条の3第3項二)、新たな費用負担につながる方向性が計画に盛り込まれる可能性があることから、計画の策定段階で住民その他の利害関係者から意見を聴取する必要がある。                      ○意見聴取のプロセスを経ずに計画を策定した場合、利害関係者の理解と協力を得られず、計画の実効性が失われ、地域の温暖化対策が進まないおそれがあり、地方自治体の区域を超える国全体としての温室効果ガスの総量管理を行う上でも、本項による義務付けは存置する必要がある。</p>
		<p>現行規定を存置する。</p> <p>【2050年80%削減、2020年25%削減を達成するための実効的な計画とするために、住民その他の利害関係者に広く周知することが必要】                      ○意見聴取により事業者、住民等の利害関係者の理解と協力を得た上で計画を策定し、当該計画を第三者による確認が行われる状態にすることにより、地方公共団体実行計画をより実効あるものとするために、全国的に統一して公表を義務付けているものである。                      ○また、各地方公共団体が策定する計画では、新たな義務につながる方向性が計画に盛り込まれる可能性があることから、当該計画について広く周知すべきであり、本項による義務付けは存置する必要がある。                      ○さらに、本項の規定による計画の公表は、他の地方公共団体が取組を進める際に参考となる情報であり、我が国全体の温室効果ガスの排出の抑制等にとって効果的である。京都議定書の6%削減約束の確実な達成に加え、2020年に90年比25%、2050年に90年比80%の大幅な排出削減を実現するためにも存置する必要がある。</p>

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

(c) 計画等の策定及びその手続

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
19	5	地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3	第10項	計画に基づく措置等の実施状況の公表	c4	×	
					毎年一回の公表	c5	×	
19	7	エコトリズム推進法	第5条	第2項	エコトリズム推進全体構想の策定	c2	×	
				第5項	エコトリズム推進協議会による構想の策定	c3	×	
			第5条	第3項	エコトリズム推進全体構想の内容	c2	×	
			第5条	第4項	エコトリズム推進全体構想の公表	c4	×	
			第6条	第5項	エコトリズム推進全体構想の変更の認定	cb	×	
19	10	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第4条	第1項	鳥獣保護事業計画の策定	c2	×	
				第4条	第2項	鳥獣保護事業計画の内容	c2	×
			第4条	第4項	鳥獣保護事業計画の公表	c4	×	
				第4項	鳥獣保護事業計画の公表	c4	×	

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
	×	現行規定を存置する 【2050年80%削減、2020年25%削減を達成するための実効的な計画とするために、進捗状況を住民など第三者に公開することが必要】 ○国が定める京都議定書目標達成計画については、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために、毎年2回進捗状況の点検を厳格に行い、排出削減量、対策の評価を行い、必要に応じて対策・施策の追加・強化を行っているところである。これは、温暖化対策を取り巻く環境の変化が早く、その変化に対して機動的に対応する必要があることから、点検結果を踏まえて次年度以降の予算、税制、法律の整備などの対策・施策を進めるためである。 ○これを踏まえ、地方公共団体実行計画においても、計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)について、進捗状況の第三者による確認が行われる状態にすることにより、この計画を実効あるものとし、必要に応じて対策・施策の追加・強化や計画の見直しを行うため、毎年、排出削減量及び措置、施策の実施状況について公表することが最低限不可欠であり、存置する必要がある。また、本項による義務付けは、地方自治体の区域を越える国全体について温室効果ガスの総量管理を行う上でも、存置する必要がある。
	×	現行規定を存置する 【義務付け規定ではない】 ○エコトリズム推進協議会は、全体構想の作成及び連絡調整を目的として組織されるものであり、任意に組織することができるものである。従って、本規定は何ら市町村に義務付けを行っているものではない。(エコトリズム推進法に基づかず、全体構想の作成を目的としない協議会を市町村が組織することは当然可能。)
	○	
	○	
	×	現行規定を存置する。 【環境大臣が認定した内容を変更する際にも当然環境大臣の認定が必要】 ○全体構想の認定は環境大臣が行うことになっている以上、環境大臣が認定した内容を変更する際にも当然環境大臣の認定が必要。
	×	現行規定を存置する。 【全国的に統一された一定水準の鳥獣行政のために必須の計画】 ○都道府県界を超えて広域に生息する鳥獣の保護管理や、自治体間の相互調整を図るため、国において計画内容等の必要な事項を定め、全国的に統一された一定水準の鳥獣行政を推進するものである。本計画において鳥獣保護区等における狩猟の制限や鳥獣保護区特別保護地区内での行為規制等の狩猟者や住民等の利害関係人の私権の制限を行う内容についても記載するものであり、規定の存置が必要である。
	△	「普及啓発に関する事項」(第4条第2項第8号)及び「その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項」(4条2項10号)は廃止または「できる」規定化する。第4条第2項第1号～第7号、第9号の規定は現行どおり存置する。 【全国的に統一された一定水準の鳥獣行政のために必須の計画内容】 ○都道府県界を超えて広域に生息する鳥獣の保護管理や、自治体間の相互調整を図るため、国において計画内容等の必要な事項を定め、全国的に統一された一定水準の鳥獣行政を推進するものである。本計画において鳥獣保護区等における狩猟の制限や鳥獣保護区特別保護地区内での行為規制等の狩猟者や住民等の利害関係人の私権の制限を行う内容についても記載するものであり、規定の存置が必要である。 ○他方、第8号及び第10号の規定については、現行では、「普及啓発に関する事項」及び「その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項」を鳥獣保護事業計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を特定鳥獣保護事業計画に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。
	○	

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考	見直し状況				
									1次見直し	2次見直し			
19	10	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第7条	第2項	特定鳥獣保護管理計画の内容	c2	④(1号～3号、5号に係る部分) ×(その他)			△	<p>「その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項」(第7条第2項第7号)は廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第7条第2項第1号～第6号の規定は現行どおり存置する。</p> <p>【特定鳥獣の数の調整等のための特例措置を適用するのに必要不可欠な事項】                      ○第7条第2項第1号から第6号は、特定鳥獣の数の調整等の計画の目的を達成するために、特に設けられている法律上の特例規定(法第14条に基づく狩猟に関する特例措置)を適用するのに必要不可欠な事項と判断したものであり、義務付けは存置すべきである。                      ○他方、第7号の規定については、現行では、「その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項」を特定鳥獣保護管理計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を特定鳥獣保護管理計画に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。</p>		
												第7条	第4項
			公聴会の開催	c5	×			○	<p>現行規定を存置する。</p> <p>【名称、保護の指針は鳥獣保護区の保護に関する指針の内容それ自体であり、鳥獣保護区指定の理由を示すために必要】                      ○鳥獣保護区が指定されることにより生じる狩猟者や地域の住民等の私権の制限に係る直接的な根拠となる計画であり、名称、保護の指針についても鳥獣保護区指定の理由を示すために必要不可欠であるため、規定を存置する必要がある。</p>				
			第28条	第2項	鳥獣保護区の保護に関する指針の策定、内容					c2	①(「区域」、「存続期間」に係る部分) ×(その他)		
						第28条	第4項	鳥獣保護区の保護に関する指針案の公告、縦覧	c4				
			縦覧の期間	c5	×								
第28条	第6項	鳥獣保護区の保護に関する指針案の意見聴取	c3	×					△				
											公聴会の開催	c5	×

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考	見直し状況	
									1次見直し	2次見直し
19	12	動物の愛護及び管理に関する法律	第6条	第1項	動物愛護管理推進計画の策定	c2	×		×	<p>現行規定を存置する。</p> <p>【動物愛護管理基本指針に定める犬及びねこの引取り数の半減と所有明示の実施率の倍増の目標を達成するために地方公共団体が全て計画を策定することが必要】                      ○動物愛護管理法第5条に基づいて国が定める「動物愛護管理基本指針」及び「第3次生物多様性国家戦略第2部第2章第1節4.動物の愛護と適正な管理」に、犬及びねこの引取り数の半減と所有明示の実施率の倍増の目標と、取り組むべき具体的施策が定められていることから、これらの目標の達成及び施策を推進するために、都道府県においても動物愛護管理推進計画の策定を義務付けることが必要である。                      ○なお、動物愛護管理基本指針に基づく動物愛護管理推進計画の策定の義務付けは、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため、環境大臣が基本的な指針を定め、都道府県は、この指針に即して、動物愛護管理推進計画を定めることとされた。これは、多様な主体の参画と合意形成等の促進による動物の愛護及び管理に関する施策の統一かつ効率的な推進を図ることが必要ことから定められた。</p>

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
19	12	動物の愛護及び管理に関する法律	第6条	第2項	動物愛護管理推進計画の内容	c2	×	
			第6条	第4項	動物愛護管理推進計画の公表	c4	×	
19	14	公害防止事業費事業者負担法	第6条	第1項	費用負担計画の策定	c2	①	
			第6条	第2項	費用負担計画の内容	c2		
			第6条	第3項	費用負担計画の内容	c2	①(2項1号～4号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第4項	費用負担計画の内容	c2		
			第6条	第5項	費用負担計画の要旨の公表	c4	×	
19	15	ダイオキシン類対策特別措置法	第10条	第1項	総量削減計画の策定	c2	②	
			第11条	第1項	総量削減計画の内容(3号、4号に係る部分)	c2	②(3号、4号(「期間」のみ)に係る部分) ×(その他)	
			第11条	第2項	指定地域の住民の意見聴取 公聴会の開催	c3 c5	② ×	
			第11条	第4項	総量削減計画の公告	c4	×	
			第31条	第1項	ダイオキシン類土壌汚染対策計画の策定	c2	①、④	
			第31条	第2項	ダイオキシン類土壌汚染対策計画の内容	c2	①、④	
			第31条	第3項	対策地域の住民の意見聴取 公聴会の開催	c3 c5	② ×	

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
	△	<p>「普及啓発に関する事項」(第6条第2項第3号)及び「その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項」(同項第5号)の規定を廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第6条第2項第1号、第2号及び第4号の規定は現行どおり存置する。</p> <p>【計画の目的達成のためには、地域の実情を踏まえた具体的な施策や体制整備などを定め、住民の理解や協力を得ることが重要】                  ○都道府県等が策定する「動物愛護管理推進計画」は、環境省が定めた「動物愛護管理基本指針」に即し、10年間の犬猫の引取り及び殺処分に関する目標削減率等を定めたものである。これらを達成するためには、動物の愛護及び管理に関する適正飼養の推進、動物取扱業の適正化、施策実施のための必要な体制の整備、実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進など、地域の実情を踏まえた具体的な目標や取組を明記して、住民の理解や協力を得ることが重要であることから、本条第2項の第1号、第2号、第4号は現行制度どおり存置が必要である。</p> <p>○他方、第3号及び第5号の規定については、現行では、「普及啓発に関する事項」及び「その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項」を動物愛護管理推進計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を動物愛護管理推進計画に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。</p>
	○	
	◆	
	○	
	×	<p>「前各号に掲げるもののほか、公害防止事業の実施に必要な事項」(6条2項5号)について廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第6条第2項1号～4号、第3項及び第4項の規定は現行どおり存置する。</p> <p>【理由】                  ○第3次勧告において、第6条第2項～第4項に係る部分については、「第2項第1号～第4号に係る部分」についてc2×(存置を許容)、「その他」についてc2×(要措置)と分類された。ここで、同条第3項は、同条第2項第2号、同条第4項は、同条第2項第3号及び第4号に係る規定であるため、「第2項第1号～第4号に係る部分」として存置が許容されたものと認識している。</p> <p>○他方、第2条第5号の規定については、現行では、「前各号に掲げるもののほか、公害防止事業の実施に必要な事項」を費用負担計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を費用負担計画に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。</p>
	○	
	◆	
	×	<p>現行規定を存置する。</p> <p>【「目標量」だけでは計画的な対策の実効性が担保できない】                  ○現行では、「目標量」を達成するための「方途」として、総量規制対象、総量規制基準の適用区域、適用期日等の総量規制基準の設定に関する事項を定めることとなっている。「方途」の規定に係る義務付けが無い場合には、計画に定めた「目標量」をどのように達成するかが不明な計画になってしまうため、内容に係る規定は存置する必要がある。</p>
	○	
	◆	
	○	

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考
19	15	ダイオキシン類対策特別措置法	第31条	第6項	ダイオキシン類土壌汚染対策計画の概要の公告 c4	×	
19	16	大気汚染防止法	第5条の2	第1項	指定ばい煙総量削減計画の策定 c2	②	
			第5条の3	第1項	指定ばい煙総量削減計画の内容(4号、5号に係る部分) c2	②(4号、5号(「期間」のみ)に係る部分) ×(その他)	
			第5条の3	第4項	指定ばい煙総量削減計画の公告 c4	×	
19	18	自動車から排出される窒素酸化物粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第7条	第1項	窒素酸化物総量削減計画の策定 c2	②	
			第7条	第2項	窒素酸化物総量削減計画の内容(4号、5号に係る部分) c2	②(4号、5号(「期間」のみ)に係る部分) ×(その他)	
			第7条	第3項	協議会の意見聴取 c3	×	
			第7条	第5項	窒素酸化物総量削減計画の公告 c4	×	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
×	<p>現行規定を存置する。</p> <p>【対策により影響を受ける周辺住民等に対する周知が必要】                  ○ダイオキシン類土壌汚染対策計画は、掘削除去や覆土等の事業等に加え、汚染土壌の流出防止のための沈殿池や水路の設置等、当該地域及びその周辺地域の住民の生活や財産に対して重大な影響を与える内容を含んでいる。                  ○また、立入りや利用の自粛の勧告等の事項を内容に含んでいることから、国民の健康保護を図るためには、対策地域周辺だけでなく、不特定多数の者に対しても計画の内容を周知することが必要である。                  ○さらに、ダイオキシン類土壌汚染対策計画の策定は、公害事業費事業者負担法における公害防止事業等の認定要件を形成しており、これらの他法令における手続も含めた円滑な対策の推進を図るためには、対策計画の概要について、地区内外に対して広く周知されている必要がある。</p>
◆	
×	<p>現行規定を存置する。</p> <p>【「目標量」だけでは計画的な対策の実効性が担保できない】                  ○現行では、「目標量」を達成するための「方途」として、総量規制対象、総量規制基準の適用区域、適用期日等の総量規制基準の設定に関する事項を定めることとなっている。「方途」の規定に係る義務付けが無い場合には、計画に定めた「目標量」をどのように達成するのかが不明な計画になってしまうため、内容に係る規定を存置する必要がある。</p>
○	
◆	
×	<p>現行規定を存置する。</p> <p>【「目標量」だけでは計画的な対策の実効性が担保できず、方途を含めて国が確認すべき】                  ○「目標量」を達成するための「方途」としては、国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が重要である。したがって、これらの事業を確実に実行するためには、「達成の方途」が計画事項として位置づけられ、かつ、環境大臣が協議を受ける必要がある。</p>
×	<p>現行規定を存置する</p> <p>【財源の確保された実効性のある計画とするために、策定段階から地域の関係者の理解と協力を得ることが必要】                  ○窒素酸化物総量削減計画等の策定・実行には、例えば、国道1号線 第二京阪道路路側に挙げられるような国の直轄事業、交通管制システムのような都道府県の区域を超えての信号機の制御の高度化、事業主体は国、費用負担は国、都県、道路会社、運営は道路会社という東京外郭環状道路に挙げられるような道路ネットワークの整備など、多くの主体(国、都道府県、市町村、関係道路管理者、民間等)による協力・連携が必要である。                  ○これらの各主体の合意が図られ、財源の確保された実効性のある計画とするためには、策定の段階から地域の関係者の意見を徴する機会が確保されている必要がある。</p>
×	<p>現行規定を存置する</p> <p>【国民の利益の保護(国民に対する特定建物新設の際の法律上の措置に対する予見性の確保)】                  ○重点対策計画(第16条第1項)は、この総量削減計画において定められることとなっている。                  ○重点対策地区内において、劇場、ホテル、事務所等の特定建物の新設等をする者は都道府県知事に対して特定建物の名称及び所在地等を届け出なければならない。都道府県知事は、届出をした者に対し、重点対策計画を勧告して意見を述べるものとされており、意見が述べられた場合には、届出をした者は、意見を踏まえた届出の変更等の日から起算して二月を経過した後でなければ、特定建物の新設等を行ってはならない。これに違反した者は、罰金が課せられることになっている。                  ○都道府県知事が意見を述べる際には、重点対策計画の策定の有無・内容を予め把握できる状態に置かれなければならない。届出義務違反や措置勧告等の事態を招来する等の不利益を受けかねないため、総量削減計画の公示は法律上の制度として必要である。</p>

別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	
19	18	自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第9条	第1項	粒子状物質総量削減計画の策定	c2	②	
			第9条	第2項	粒子状物質総量削減計画の内容(4号、5号に係る部分)	c2	②(4号、5号(「期間」のみ)に係る部分) ×(その他)	
			第16条	第1項	窒素酸化物重点対策計画の策定	c2	×	
			第16条	第2項	窒素酸化物重点対策計画の内容	c2	×	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
◆	
×	<p>現行規定を存置する。</p> <p>【「目標量」だけでは計画的な対策の実効性が担保できず、方途を含めて国が確認すべき】                  ○「目標量」を達成するための「方途」としては、国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が重要である。したがって、これらの事業を確実に実行するためには、「達成の方途」が計画事項として位置づけられ、かつ、環境大臣が協議を受けることが必要である。</p>
×	<p>現行規定を存置する。</p> <p>【実質的な任意規定(計画策定の前提となる重点対策地区の指定は都道府県の裁量)】                  ○都道府県は、重点対策地区の指定をすることが「できる」となっており、実質的には、重点対策計画の策定も都道府県知事の裁量となっている。</p> <p>【重点対策地区を指定する目的は、重点対策計画をつくり、Nox・PM法上の規制を行うため】                  ○また、重点対策地区内において、劇場、ホテル、事務所等の特定建物の新設等をする者は都道府県知事に対して特定建物の名称及び所在地等を届け出なければならない。都道府県知事は、届出をした者に対し、重点対策計画を勧奨して意見を述べるものとされており、意見が述べられた場合には、届出をした者は、意見を踏まえた届出の変更等の日から起算して二月を経過した後でなければ、特定建物の新設等を行ってはならない。これに違反した者は、罰金が課せられることになっている。</p> <p>○上記のように、重点対策計画に基づく対策は、i)対象地区指定→ii)計画策定→iii)当該計画を勧奨して実施される規制、という一連の流れによって行われることになっており、重点対策計画が策定されなければ、その後の計画に基づく都道府県知事の意見、勧告といった規制も行われなくなるため、重点対策計画に係る規定は存置されるべきである。</p>
△	<p>「前二号に掲げるもののほか、窒素酸化物重点対策の実施のために必要な措置に関する事項」(第16条第2項第4号)の規定を廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第16条第2項第1号～第3号の規定は現行どおり存置する。</p> <p>【国民の利益の保護(例示化されると特定建物の新設等を届け出る者が不利益を受けかねない)】                  ○重点対策地区内において、劇場、ホテル、事務所等の特定建物の新設等をする者は都道府県知事に対して特定建物の名称及び所在地等を届け出なければならない。都道府県知事は、届出をした者に対し、重点対策計画を勧奨して意見を述べるものとされており、意見が述べられた場合には、届出をした者は、意見を踏まえた届出の変更等の日から起算して二月を経過した後でなければ、特定建物の新設等を行ってはならない。これに違反した者は、罰金が課せられることになっており、特に重点対策計画に定めることとされている建物設置者の配慮すべき事項は、特定建物の新設等をする者が提出する届出とかわりがないため、例示化すると、特定建物の新設等を届け出る者が不利益を受けかねない。</p> <p>○また、重点対策計画は、大都市地域内の一部の地区において、自動車交通の集中等により、大気環境の改善が阻害されており、長期間にわたり大気環境基準が達成されていない現状にかんがみ、局地汚染対策・流入車対策を講じるために策定されるものである。本計画を策定する趣旨に鑑みると、大気環境基準に照らして削減目標量を設定し、所要の施策を示すという枠組みは、計画に規定されるべき重要な事項であるので、重点対策計画策定に係る規定は存置されるべきである。</p> <p>○他方、第4号の規定については、現行では、「第1号から第3号に掲げるもののほか、窒素酸化物重点対策の実施のために必要な措置に関する事項」を窒素酸化物重点対策計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を窒素酸化物重点対策計画に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。</p>



(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	
								見直し状況
19	18	自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第18条	第1項	粒子状物質重点対策計画の策定	c2	×	<p>現行規定を存置する。                      【実質的な任意規定(計画策定の前提となる重点対策地区の指定は都道府県の裁量)】                      ○都道府県は、重点対策地区の指定をすることが「できる」となっており、実質的には、重点対策計画の策定も都道府県知事の裁量となっている。</p> <p>【重点対策地区を指定する目的は、重点対策計画をつくり、Nox・PM法上の規制を行うため】                      ○また、重点対策地区内において、劇場、ホテル、事務所等の特定建築物の新設等をする者は都道府県知事に対して特定建築物の名称及び所在地等を届け出なければならない。都道府県知事は、届出をした者に対し、重点対策計画を勧奨して意見を述べさせるものとされており、意見が述べられた場合には、届出をした者は、意見を踏まえた届出の変更等の日から起算して二月を経過した後でなければ、特定建築物の新設等を行ってはならない。これに違反した者は、罰金が課せられることになっている。</p> <p>○上記のように、重点対策計画に基づく対策は、i) 対象地区指定→ii) 計画策定→iii) 当該計画を勧奨して実施される規制、という一連の流れによって行われることになっており、重点対策計画が策定されなければ、その後の計画に基づく都道府県知事の意見、勧告といった規制も行われなくなるため、重点対策計画に係る規定は存置されるべきである。</p>
			第18条	第2項	粒子状物質重点対策計画の内容	c2	×	<p>「前三号に掲げるもののほか、窒素酸化物重点対策の実施のために必要な措置に関する事項」(第18条第2項第4号)の規定を廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第18条第2項第1号～第3号の規定は現行どおり存置する。</p> <p>【国民の利益の保護(例示化すると、特定建築物の新設等を届け出る者が不利益を受けかねない)】                      ○重点対策地区内において、劇場、ホテル、事務所等の特定建築物の新設等をする者は都道府県知事に対して特定建築物の名称及び所在地等を届け出なければならない。都道府県知事は、届出をした者に対し、重点対策計画を勧奨して意見を述べさせるものとされており、意見が述べられた場合には、届出をした者は、意見を踏まえた届出の変更等の日から起算して二月を経過した後でなければ、特定建築物の新設等を行ってはならない。これに違反した者は、罰金が課せられることになっており、特に重点対策計画に定めることとされている建築物設置者の配慮すべき事項は、特定建築物の新設等をする者が提出する届出とかかわりが深いため、例示化すると、特定建築物の新設等を届け出る者が不利益を受けかねない。</p> <p>○また、重点対策計画は、大都市地域内の一部の地区において、自動車交通の集中等により、大気環境の改善が阻害されており、長期間にわたり大気環境基準が達成されていない現状に鑑み、局地汚染対策・流入車対策を講じるために策定されるものである。本計画を策定する趣旨に鑑みると、大気環境基準に照らして削減目標量を設定し、所要の施策を示すという枠組みは、計画に規定されるべき重要な事項であるので、重点対策計画策定に係る規定は存置されるべきである。</p> <p>○他方、第4号の規定については、現行では、「第1号から第3号に掲げるもののほか、粒子状物質重点対策の実施のために必要な措置に関する事項」を粒子状物質重点対策計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を粒子状物質重点対策計画に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。</p>
			第4条の3	第1項	総量削減計画の策定	c2	②	
19	20	水質汚濁防止法	第4条の3	第2項	総量削減計画の内容	c2	②(1号に係る部分) ×(その他)	<p>現行規定を存置する。                      【「目標量」だけでは計画的な対策の実効性が担保できず、方途等を含めて国が確認すべき】                      「目標量」を達成するためには、その「方途」及び「そのための必要な事項」として、国の財政的支援が伴う施策など、国が主体となる施策と密接に係る施策や複数の都道府県にまたがる施策が必要である。これらの事業を確実に実行するためには、「達成の方途」及び「その他必要な事項」が計画事項として位置づけられ、かつ、環境大臣へ協議を終ることが必要である。</p>
			第4条の3	第5項	総量削減計画の内容の公告	c4	×	
			◆					

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
×	<p>現行規定を存置する。                      【実質的な任意規定(計画策定の前提となる重点対策地区の指定は都道府県の裁量)】                      ○都道府県は、重点対策地区の指定をすることが「できる」となっており、実質的には、重点対策計画の策定も都道府県知事の裁量となっている。</p> <p>【重点対策地区を指定する目的は、重点対策計画をつくり、Nox・PM法上の規制を行うため】                      ○また、重点対策地区内において、劇場、ホテル、事務所等の特定建築物の新設等をする者は都道府県知事に対して特定建築物の名称及び所在地等を届け出なければならない。都道府県知事は、届出をした者に対し、重点対策計画を勧奨して意見を述べさせるものとされており、意見が述べられた場合には、届出をした者は、意見を踏まえた届出の変更等の日から起算して二月を経過した後でなければ、特定建築物の新設等を行ってはならない。これに違反した者は、罰金が課せられることになっている。</p> <p>○上記のように、重点対策計画に基づく対策は、i) 対象地区指定→ii) 計画策定→iii) 当該計画を勧奨して実施される規制、という一連の流れによって行われることになっており、重点対策計画が策定されなければ、その後の計画に基づく都道府県知事の意見、勧告といった規制も行われなくなるため、重点対策計画に係る規定は存置されるべきである。</p>
△	<p>「前三号に掲げるもののほか、窒素酸化物重点対策の実施のために必要な措置に関する事項」(第18条第2項第4号)の規定を廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第18条第2項第1号～第3号の規定は現行どおり存置する。</p> <p>【国民の利益の保護(例示化すると、特定建築物の新設等を届け出る者が不利益を受けかねない)】                      ○重点対策地区内において、劇場、ホテル、事務所等の特定建築物の新設等をする者は都道府県知事に対して特定建築物の名称及び所在地等を届け出なければならない。都道府県知事は、届出をした者に対し、重点対策計画を勧奨して意見を述べさせるものとされており、意見が述べられた場合には、届出をした者は、意見を踏まえた届出の変更等の日から起算して二月を経過した後でなければ、特定建築物の新設等を行ってはならない。これに違反した者は、罰金が課せられることになっており、特に重点対策計画に定めることとされている建築物設置者の配慮すべき事項は、特定建築物の新設等をする者が提出する届出とかかわりが深いため、例示化すると、特定建築物の新設等を届け出る者が不利益を受けかねない。</p> <p>○また、重点対策計画は、大都市地域内の一部の地区において、自動車交通の集中等により、大気環境の改善が阻害されており、長期間にわたり大気環境基準が達成されていない現状に鑑み、局地汚染対策・流入車対策を講じるために策定されるものである。本計画を策定する趣旨に鑑みると、大気環境基準に照らして削減目標量を設定し、所要の施策を示すという枠組みは、計画に規定されるべき重要な事項であるので、重点対策計画策定に係る規定は存置されるべきである。</p> <p>○他方、第4号の規定については、現行では、「第1号から第3号に掲げるもののほか、粒子状物質重点対策の実施のために必要な措置に関する事項」を粒子状物質重点対策計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を粒子状物質重点対策計画に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。</p>
◆	
×	<p>現行規定を存置する。                      【「目標量」だけでは計画的な対策の実効性が担保できず、方途等を含めて国が確認すべき】                      「目標量」を達成するためには、その「方途」及び「そのための必要な事項」として、国の財政的支援が伴う施策など、国が主体となる施策と密接に係る施策や複数の都道府県にまたがる施策が必要である。これらの事業を確実に実行するためには、「達成の方途」及び「その他必要な事項」が計画事項として位置づけられ、かつ、環境大臣へ協議を終ることが必要である。</p>
○	

別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考
19	20	水質汚濁防止法	第14条の8	第1項	生活排水対策推進計画の策定 c2	×	
			第14条の8	第2項	生活排水対策推進計画の内容 c2	×	
			第14条の8	第6項	生活排水対策推進計画の内容の公表 c4	①	
19	21	瀬戸内海環境保全特別措置法	第4条	第1項	瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画の策定 c2	②	
			第4条	第4項	瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画の公表 c4	×	
			第12条の4	第2項	指定物質削減指導方針の内容 c2	×	
			第12条の4	第4項	指定物質削減指導方針の公表 c4	①	
19	22	湖沼水質保全特別措置法	第4条	第1項	湖沼水質保全計画の策定 c2	②	
			第4条	第2項	関係都道府県知事との協議 c3	③	

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
	×	現行規定を存置する。 【都道府県の広域的な計画策定の必要性の判断の尊重】 ○水質汚濁防止法に基づく生活排水対策推進計画策定に係る流れは、都道府県知事が重点地区の地域指定を行い、これを受けて重点地域をその区域に含む市町村が計画を策定することとなっている。 ○そのため、都道府県知事が特に生活排水対策が必要であると認めて地域を指定したにも関わらず、市町村が生活排水対策推進計画の策定を行わなかった場合には、計画に基づく生活排水対策が行われず、都道府県知事が市町村に対して、助言・勧告ができないことにより、都道府県知事の期待する生活排水対策が十分に行われない可能性があるため。
	△	「啓発に関する事項」(第14条の8第2項第3号)及び「その他生活排水対策の実施の推進に關し必要な事項」(同項第4号)の規定を廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第14条の8第2項第1号及び第2号の規定は現行どおり存置する。 【一つの重点地域内の生活排水対策推進市町村間の連携の確保】 ○基本方針、施設設計という事項について、各市町村が共通的に定める最低限の基礎的事項として一律に決まっていることは、同条3項で定められている。一つの重点地域内の生活排水対策推進市町村間の連携の確保に効果的であり、市町村にとって有用な事項である。 ○他方、第3号及び第4号の規定については、現行では、「生活排水対策に係る啓発に関する事項」及び「その他生活排水対策の実施の推進に關し必要な事項」を生活排水対策推進計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を生活排水対策推進計画に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。
	◆	
	◆	
	○	
	△	「その他必要な事項」の規定を廃止または「できる」規定化する。しかしながら、「指定物質削減指導方針」の規定は現行どおり存置する。 【目標達成のため、工場・事業場に対する指定物質削減に係る調査・指導などが重要】 ○指定物質削減指導方針は、富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するために策定されるものである。本計画を策定する趣旨に鑑みると、目標年度において削減の目標を達成するために必要な工場・事業場に対する指定物質削減に係る調査・指導や、下水道の整備、汚泥の除去、監視体制の整備、中小企業者への助成措置等の施策は、計画に係る規定は存置されるべきである。 ○他方、現行では、「その他必要な事項」を指定物質削減指導方針に定めなければならないことになっているが、当該事項を指定物質削減指導方針に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。
	◆	
	◆	
	◆	

別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	
								見直し状況
19	22	湖沼水質保全特別措置法	第4条	第3項	湖沼水質保全計画の内容	c2	②(1号、2号(水質保全の目標に関する部分)に係る部分) ×(その他)	△
			第4条	第4項	指定地域の住民の意見反映	c3	②	◆
			第4条	第7項	湖沼水質保全計画の公表	c4	×	○
			第23条	第1項	湖沼総量削減計画の策定	c2	②	◆
			第23条	第2項	湖沼総量削減計画の内容	c2	②(削減目標、目標年度に係る部分) ×(その他)	△
			第26条	第1項	流出水対策推進計画の策定	c2	×	×

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
	△	<p>「前各号に掲げるもののほか、湖沼の水質の保全のために必要な措置に関すること」(第4条第3項第5号)の規定を廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第4条第3項第1号～4号の規定は現行どおり存置する。</p> <p>【浄化事業や湖沼法の各規定に基づく規制は水質保全対策として重要】                      ○湖沼水質保全計画は、指定湖沼ごとの自然的・社会的諸条件に応じた各種水質保全対策を組み合わせ、関係機関及び関係者の緊密な協調の下で諸対策を総合的に推進する拠り所となるものであり、関係省庁及び地方公共団体の広範な権限と責任にわたる多様な施策の実施のために策定されるものである。本計画を策定する趣旨に鑑みると、①第4条第3項第3号の水質保全に資する事業として、指定地域において発生する生活排水等を処理することによりこれに伴う汚濁負荷の削減に寄与する下水道等の公的な処理施設を整備する事業、指定湖沼等の公共用水域に流入・蓄積した汚濁物の除去等を行うしゅんせつ等の浄化事業、②第4条第3項第4号の水質汚濁防止法に基づく排水の規制措置のほか、湖沼法の各規定に基づく規制、指導等及び湖沼の自然環境の保護の措置などは、計画に規定されるべき重要な事項であるので、内容に係る規定は存置されるべきである。</p> <p>○他方、第5号の規定については、現行では、「前各号に掲げるもののほか、湖沼の水質の保全のために必要な措置に関すること」を湖沼水質保全計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を湖沼水質保全計画に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。</p>
	◆	
	○	
	◆	
	△	<p>「その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項」の規定を廃止または「できる」規定化する。しかしながら、「当該総量削減指定地域における削減の目標」「目標年度」「目標達成の方途」の規定は現行どおり存置する。</p> <p>【「目標量」だけでは計画的な対策の実効性が担保できない】                      ○湖沼総量削減計画は、湖沼の特性に合わせた総量規制の導入手続が定められており、必要に応じ関係都府県が調整を図りながら湖沼水質保全計画の内計画として策定されるものである。</p> <p>「目標達成の方途」としては、規制の対象となっている湖沼特定事業場のほか、規制業種に属するもの、一般家庭等の小規模生活排水等について応分の汚濁負荷量の削減を求めていくうえで、各発生源別の削減目標量を具体的にどのような手段で達成していくのかその方途を示そうとするものである。「方途」の規定に係る義務付けが無い場合には、計画に定めた「目標量」をどのように達成するのか不明な計画になってしまうため、内容に係る規定は存置されるべきである。</p> <p>○他方、現行では、「その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項」を湖沼総量削減計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を湖沼総量削減計画に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。</p>
	×	<p>現行規定を存置する</p> <p>【実質的な任意規定(計画策定の前提となる流出水対策地区の指定は都道府県の裁量)】                      ○湖沼水質保全特別措置法第25条において、都道府県知事は、湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼の水質の保全を図るために流出水対策の実施を推進する必要があると認める地区を、流出水対策地区として当該指定湖沼に係る指定地域内に指定することができる。とされており、流出水対策地区の指定は都道府県知事の裁量に属するものである。</p> <p>○本項(第26条第1項)は、都道府県知事が流出水対策地区を指定したときは、当該地区における流出水対策の実施を推進するための流出水対策推進計画を定めなければならない、としているものであり、よって、当該計画の策定に係る都道府県知事の裁量を制限するものではないため、本規定は存置するべきである。</p>

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考						
								見直し状況					
19	22	湖沼水質保全特別措置法	第26条	第2項	流出水対策推進計画の内容	c2	×	△					
									第5条	第1項	農用地土壌汚染対策計画の策定	c2	①、④
									第5条	第2項	農用地土壌汚染対策計画の内容	c2	①、④(いずれも2号に係る部分)
19	24	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	第5条	第6項	農用地土壌汚染対策計画の概要の公告	c4	×	△					
									第9条の3	第2項	空港周辺整備計画の内容	c2	④
									第9条の3		周辺整備空港の設置者との同意協議	c3	①
19	27	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	第3条	第1項	航空機騒音対策基本方針の策定	c2	④	△					
									第3条	第2項	航空機騒音対策基本方針の内容	c2	④

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
△	<p>「啓発に関すること」(第26条第2項第3号)及び「前三号に掲げるもののほか、流出水対策の実施の推進のために必要な措置に関すること」(同項第4号)の規定を廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第26条第2項第1号及び第2号の規定は現行どおり存置する。</p> <p>【汚濁負荷を削減するための取組を集中的に推進するための計画であり、具体的な対策は必須】</p> <p>○流出水対策推進計画は、事業場など特定の汚染源に対する規制だけでは不十分であるとして、農地、市街地等のいわゆる面源(非特定汚染源)から発生する汚濁負荷を削減するための取組を集中的に推進するために策定されるものである。本計画を策定する趣旨に鑑みると、農業排水対策や市街地排水対策などの具体的施策は、計画に規定されるべき重要な事項であるので、内容に係る規定は存置されるべきである。</p> <p>○他方、第3号及び第4号の規定については、現行では、「流出水対策に係る啓発に関すること」及び「前三号に掲げるもののほか、流出水対策の実施の推進のために必要な措置に関すること」を流出水対策推進計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を流出水対策推進計画に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。</p>
◆	
△	<p>「その他必要な事項」(第5条第2項第4号)の規定を廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第5条第2項第1号～3号の規定は現行どおり存置する。</p> <p>【第1号及び第3号の規定は、第2号の規定と相まって、国民の健康保護及び生活環境の保全に資するために必要なもの】</p> <p>○本規定は、国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護する観点から、全国的に統一された基準を設けることにより対策計画が遺漏なく定められるように、最低限必要となる計画の内容を定めるものである。</p> <p>○第1号の規定は、対策地域の区域内にある農用地について、利用上の区分及びその区分ごとの当該農用地の利用に関する基本方針を定めるものである。これが策定されなければ、第2号のイ～ハに定める事業の対象となる農用地を特定することができないため、第1号の規定が必要である。</p> <p>また、第3号の規定は、対策地域及びその周辺地域を対象として、農用地の土壌、農作物並びに当該地域に係る水及び大気の汚染の状況を把握するため、調査測定地点及び採取・分析計画を定めるものである。これが策定されなければ、第2号のイ～ハに定められる事業を実施した際にその効果を把握することができず、当該事業の効果の発現状況を把握して適時に当該事業を見直すことができない。</p> <p>○これらのことから、第1号及び第3号の規定は、第2号の規定と相まって、国民の健康保護及び生活環境の保全に資するために必要なものであるため、存置されるべきである。</p> <p>○他方、第4号の規定については、現行では、「その他必要な事項」を農用地土壌汚染対策計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を農用地土壌汚染対策計画に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。</p>
×	<p>現行規定を存置する。</p> <p>【対策により影響を受ける周辺住民等に対する周知が必要】</p> <p>○農用地土壌汚染対策計画は、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点から策定されるものであり、かんがい排水施設等の新設、容土、汚染農用地の利用の合理化を図るための地目変換等、当該地域及びその周辺地域の住民の生活や財産に対して重大な影響を与える内容を含むものである。</p> <p>○さらに、公害事業費事業者負担法における公害防止事業の認定要件を形成しており、これらの他法令における手続も含めた円滑な対策の推進を図るためには、対策計画の概要について、地区内外に対して広く周知されている必要がある。</p>
△	<p>※回答時には「一括法で対応」とあるが、「周辺整備空港の設置者との同意協議」については、未対応。</p>
△	<p>※回答時には「一括法で対応」とあるが、未対応。</p>
△	<p>※回答時には「一括法で対応」とあるが「航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の位置及び区域に関する基本的事項」及び「航空機の騒音により生ずる騒音の防止に配慮した土地利用に関する基本的事項」については、未対応。</p>

別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考	見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
									1次見直し	2次見直し	
19	27	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	第3条	第3項	航空機騒音対策基本方針の案の公表	c4	×			×	※回答時には「一括法で対応」とあるが、未対応。
			第3条	第5項	関係府県との協議	c3	③			◆	
			第3条	第7項	航空機騒音対策基本方針の公表	c4	×			×	※回答時には「一括法で対応」とあるが、未対応。
			第4条	第3項	都市計画の内容	c2	①			◆	
			第4条	第4項	都市計画の内容	c2	①			◆	
20	1	地域保健法	第21条	第2項	人材確保支援計画の内容	c2	④(1号、3号に係る部分)×(その他)			○	
20	2	健康増進法	第8条	第3項	都道府県健康増進計画等の策定、変更の公表	c4	×			○	
20	5	食品衛生法	第24条	第2項	都道府県等食品衛生監視指導計画の内容	c2	×	メルクマール v. vi :1号、3号		×	本項は、平成15年の食品衛生法改正の際に設けられた規定である。本項により、食品衛生監視員による監視指導について政令により施設の類型毎に回数等を定める仕組みが廃止され改められ、統一した考え方に基きつつ、監視指導指針等を助産して、各都道府県等において毎年度、地域の実施も踏まえた監視指導の実施が可能となる状況について公表する仕組みが導入された。仮に、食品衛生法に基づき各都道府県が実施する監視指導の項目が大きく異なると、各都道府県等の待を越えた対応が必要となる輸入食品、広域流通食品等の監視指導に十分な効果を上げることができないおそれがあり、当該自治体だけでなく、他の自治体の住民の健康の保護に大きな支障を及ぼしかねない。また、監視指導の結果、廃業命令等の処分を課すこともあるが、これらの処分については以上の理由から法定受託事務とされているところ。そのため、本項に基づき、都道府県等食品衛生監視指導計画に記載する項目についての一定の方向性を示すことで、各都道府県等の監視指導計画が全体として有効になるよう調整を図る必要がある。また、平成15年の食品衛生法の改正においては、食品等の安全については第一義的に食品等事業者が負うべきであること、国・都道府県等は、食品衛生に関する知識の普及を図るべきことが食品衛生の根幹の一つとして定められた。これを踏まえ、本項第2号においても、都道府県等が主体となり講習会や監視指導等を通じて、その普及を図るものであり、食品等事業者による自主的な衛生管理を促進することを規定している。
			第24条	第4項	都道府県等食品衛生監視指導計画の公表	c4	×			×	監視指導計画の策定や変更に当たっての公表は、都道府県等が住民に対して実施するリスクコミュニケーションの根幹となるものである。リスクコミュニケーションについては、BSE事件を受けて出された「BSE問題に関する調査検討委員会報告(平成14年4月2日)」「厚生労働大臣及び農林水産大臣の私的諮問機関」「今後の食品安全行政のあり方について(平成14年6月11日食品安全行政に関する関係閣僚会議)」等の提言及び「食品衛生法の改正・運用強化等に関する請願」(生協連)による要望等により、食品安全行政における行政と消費者との意見交換の重要性が指摘されるとともに、食品衛生法の改正に際しては、都道府県等も含めて食品安全行政に対する消費者の参画を推進することが求められたことを踏まえ、食品安全基本法第13条(情報及び意見の交換の促進)と併せて規定されたものである。また、食品衛生法の平成15年改正に際しての衆議院及び参議院の附帯決議においても、同旨の決議が盛り込まれたところである。このような経緯を踏まえ、リスクコミュニケーションの実施は、国及び都道府県等に対する法律上の重要な要請であると考える。また、輸入品、広域流通食品等の各都道府県等の待を越えた対応が必要となる場合には、国が権限的な立場から都道府県等の取組を要請しなければならぬところ。そのためには、都道府県の監視指導の内容を把握しておく必要がある。
			第24条	第5項	都道府県等食品衛生監視指導計画の実施状況の公表	c4	×			×	監視指導計画の策定や変更に当たっての公表は、都道府県等が住民に対して実施するリスクコミュニケーションの根幹となるものであり、これにより消費者等の関係者が意見を表明する機会が確保されることとなる。リスクコミュニケーションについては、BSE事件を受けて出された「BSE問題に関する調査検討委員会報告(平成14年4月2日)」「厚生労働大臣及び農林水産大臣の私的諮問機関」「今後の食品安全行政のあり方について(平成14年6月11日食品安全行政に関する関係閣僚会議)」等の提言及び「食品衛生法の改正・運用強化等に関する請願」(生協連)による要望等により、食品安全行政における行政と消費者との意見交換の重要性が指摘されるとともに、食品衛生法の改正に際しては、都道府県等も含めて食品安全行政に対する消費者の参画を推進することが求められたことを踏まえ、食品安全基本法第13条(情報及び意見の交換の促進)と併せて規定されたものである。また、食品衛生法の平成15年改正に際しての衆議院及び参議院の附帯決議においても、同旨の決議が盛り込まれたところである。このような経緯を踏まえ、リスクコミュニケーションの実施は、国及び都道府県等に対する法律上の重要な要請であると考える。

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考		
									見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
20	5	食品衛生法	第64条	第2項	住民の意見聴取	c3	×			
					都道府県等食品衛生監視指導計画の趣旨等の事前公表	c4	×			
20	8	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第10条	第2項	予防計画の内容	c2	×	メルクマール v. vi.1号~3号		
			第10条	第4項	学識経験者の団体の意見聴取	c3	②	メルクマール iv e. 市町村に係る部分		
			第10条	第5項	予防計画の公表	c4	×			
20	9	がん対策基本法	第11条	第1項	都道府県がん対策推進計画の策定	c2	×			
					第11条	第3項	都道府県がん対策推進計画の公表	c4	×	
					第11条	第4項	都道府県がん対策推進計画の変更	c2	×	
					第5条の2	第2項	広域的水道整備計画の策定	c2	③	
20	13	水道法	第5条の2	第3項	広域的水道整備計画の内容	c2	③			
			第5条	第1項	都道府県計画の策定	c2	①			
20	14	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	第5条	第4項	都道府県計画の内容	c2	①(1号~4号に係る部分)×(その他)			
			第5条	第8項	都道府県計画の公表	c4	×			
			第7条	第1項	河川管理者事業計画の策定	c2	①			
			第7条	第5項	河川管理者事業計画の内容	c2	①(1号~4号に係る部分)×(その他)			
			第7条	第9項	河川管理者事業計画の公表	c4	×			
			第5条	第1項	都道府県計画の策定	c2	①			

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
	×	監視指導計画の策定や変更に当たっての公表は、都道府県等が住民に対して実施するリスクコミュニケーションの根幹となるものであり、これにより消費者等の関係者が意見を表明する機会が確保されることとなる。 リスクコミュニケーションについては、BSE事件を受けて出された「BSE問題に関する調査検討委員会報告(平成14年4月2日)」「厚生労働大臣及び農林水産大臣の私的諮問機関」、「今後の食品安全行政のあり方について(平成14年6月11日食品安全行政に関する関係関係会議)」等の提言及び「食品衛生法の改正・運用強化等に関する請願」(生協連)による要望等により、食品安全行政における行政と消費者との意見交換の重要性が指摘されるとともに、食品衛生法の改正に際しては、都道府県等も含めて食品安全行政に対する消費者の参画を推進することが求められたことを踏まえ、食品安全基本法第13条(情報及び意見の交換の促進)と併せて規定されたものである。また、食品衛生法の平成15年改正に際しての衆議院及び参議院の附帯決議においても、同旨の決議が盛り込まれたところである。このような経緯を踏まえ、リスクコミュニケーションの実施は、国及び都道府県等に対する法律上の重要な要請であると考え。
	○	
	◆	
	○	
	×	がん対策基本法(以下「法」という。)は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう(がん医療の均てん化)、国及び地方公共団体等が連携を図りつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進するための法律である。 その成立過程を見ると、本法は第164回通常国会において提出された議員立法であり、民主党法案の提出後、与党(当時)法案が提出され、その後各提出法案一本化の合意を経て、全会一致で可決されたものである。法案の作成にあたっては、与野党関係議員ががん患者を含む「国民の声」を真摯に受け止め、これを取りまとめたものであって、本規定は、がん患者及びその家族が、その居住都道府県にかかわらず、等しく一定水準以上の基準の下に、適切ながん医療等を受けられることを担保するための、いわば本法律の主眼とも言うべきものである。 がん医療提供体制の確保は、都道府県と国が協力して実施していくべきものであるため、国・地方自治体間の情報連携・意見聴取が必要であり、また、がん医療の均てん化の趣旨を達成するために、国が策定するがん対策推進基本計画と都道府県がん対策推進計画の一元的な進捗把握が必要である。 がん対策推進計画は、各都道府県におけるがん医療提供体制の整備の目標や進捗状況を表すものであるが、各地域により医療体制、がんの発生動向、住民の健康意識等が異なるため、国の計画を各地域にそのまま適用するのではなく、国の計画を踏まえながらも独自に計画を策定することが必要である。一方で、がん医療の均てん化を達成するためにも、全国的な基準の統一により各自治体間の比較・検証を行うことが必要である。 以上のことから、本規定は存置する必要がある。
	○	
	◆	
	○	
	◆	
	○	
	○	
	○	

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	
								見直し状況
20	15	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	第5条	第1項	水質保全計画の策定	c2	②	
			第5条	第2項	水質保全計画の内容	c2	②(3号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第6項	関係都道府県知事との協議	c3	③	
			第5条	第7項	計画に定められた事業の実施者の意見聴取	c3	①	
			第5条	第7項	水道事業者からの実施措置の聴取 河川管理者との協議	c3	④	
			第5条	第10項	水質保全計画の公表	c4	×	
			第2条の2	第1項	流域別下水道整備総合計画の策定	c2	②	
			第2条の2	第2項	流域別下水道整備総合計画の内容	c2	②(2号～5号に係る部分) ×(その他)	
			第2条の2	第3項	流域別下水道整備総合計画の内容	c2	×	
			20	16	下水道法	第2条の2	第1項	流域別下水道整備総合計画の策定
第2条の2	第2項	流域別下水道整備総合計画の内容				c2	②(2号～5号に係る部分) ×(その他)	
第2条の2	第3項	流域別下水道整備総合計画の内容				c2	×	

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
◆		
	△	<p>「前各号に掲げるもののほか、指定地域の水質の保全のために必要な措置に関する事項」(第5条第2項第6号)の規定を廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第5条第2項第1号～5号の規定は現行どおり存置する。</p> <p>【「目標」だけでは計画的な対策の実効性が担保できない】                  ○この規定は、本法の目的を十分に果たすため、水質保全計画において定めるべき最低限の基礎的事項を位置づけたものである。                  ○この規定により、保全に関する方針(第1項)に基づき、水道事業者の講ずべき措置(第2号)を明記し、その上で必要な水質の目標(第3号)を定め、その目標を達成するために、下水道等の事業(第4号)を講じるとともに排出事業者への規制措置(第5号)を、総合かつ計画的に推進することが必要である。                  ○方針が定まらないにも関わらず取組のみが定められる計画では、何のために取組を行うのかが不明になることは言うまでもない。第2号、第4号、第5号の各取組については、特定水道利水障害を防止するための取組が挙げられているが、例えば、第2号の義務づけが無い場合には、水道事業者における浄水場での処理について何ら措置を講じないにも関わらず、高い水質目標が定められて、公共事業と事業場排水規制のみで取組を進めるといった、関係者の効率的かつ公平な役割分担がなされない可能性がある。                  ○このように、第1号から第5号までの事項は、都道府県が地域の自然的・社会的諸条件等の実情を踏まえて、関係機関、関係者の合意と協力を得つつ、水質の保全のための施策を総合かつ計画的に推進するため、計画に規定されるべき重要な事項であるので、内容に係る規定は存置されるべきである。                  ○他方、第6号の規定については、現行では、「前各号に掲げるもののほか、指定地域の水質の保全のために必要な措置に関する事項」を水質保全計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を水質保全計画に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。</p>
◆		
◆		
	○	
◆		
	×	<p>「下水道の整備に関する基本方針」については、計画期間や水質環境基準に関する事項など、水質環境基準を達成するための計画として不可欠の内容を含んでいるため、存置することが必要である。</p>
	×	<p>本条項は、計画の内容を義務付けているものではなく、計画策定にあたっては当然考慮すべき内容でもあり、国土交通大臣との協議に際して、国土交通大臣が関与しうる範囲を明確にし、透明性のある事務執行上も必要であり、削除することは適切でない。</p>

別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	
								見直し状況
20	16	下水道法	第4条	第1項	事業計画の策定	c2	④	<p>下水道は大量の排水を行うため、事業計画で所定の放流水質を達成するための施設整備の内容や予定処理区域を定め、国又は都道府県がチェックを行い、上下流にまたがる広域的観点からの適切な水質を確保している。下水道の放流水質は、下流域の上水等の水利用を考慮して定める必要があり、この仕組みを廃止した場合、下水道を設置する地方公共団体にとって、下流域の事情を考慮して放流水質を向上させることはコスト増となることや具体的な放流水質の設定に高度な技術的判断を要するため、他の自治体が抱える水質に係る事情が踏まえられずに放流水質が定められてしまうリスクが高まる。</p> <p>また、事業計画の認可にあたっては、国土交通大臣は環境大臣の意見を聞くこととされ、保健衛生の確保の観点から下水道整備とし尿処理(くみ取り)や廃棄物処理・処分等との連携を担保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。事業計画が策定されない場合、下水道の整備とし尿処理の間に齟齬が生じるなど、関係者に混乱をもたらすおそれがある。さらに、下水道は供用開始後は、下水道の利用が義務づけられるなどのため、事業計画の策定の際に利害関係者に意見の申し出の機会を与えており、これらの者の権利保護を図ることも必要である。よって、現行の規定を維持する。</p>
			第5条	第1項	事業計画の内容	c2	④	
			第25条の3	第1項	事業計画の策定	c2	④	
			第25条の4	第1項	事業計画の内容	c2	④	
20	26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第5条の5	第1項	都道府県廃棄物処理計画の策定	c2	②	<p>「前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項」(第5条の5第2項第5号)の規定は廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第5条の5第2項第1号～4号の規定は現行どおり存置する。</p> <p>【都道府県内で整合性のとれた計画的な廃棄物処理のために必要】                  ○第5条の5第1号及び第2号については、存置が許容されたものと認識している。                  ○第3号の「一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項」については、一般廃棄物の適切かつ確実な処理体制を確保するには、市町村域を越えた広域的な連携が不可欠であり、その推進には都道府県が中心となって協議等を進めていくことが必要。また、廃棄物処理施設の許可は原則として都道府県が出すことになっているところ、都道府県下で、一般廃棄物処理の体制について、計画事項として義務付けを存置することが必要。                  ○第4号の産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項については、本計画で、適正処理に必要な施設の確保のため、産業廃棄物の発生量及び処理量の見込みに応じ、その適正な処理に必要な処理施設を確保するため、産業廃棄物の減量化や施設設置の方向性を示すものである。そもそも、平成12年の産業廃棄物処理法改正の際に本計画が法定された際、本事項が本計画に位置づけられた背景には、産業廃棄物処理施設の設置が十分に行われず、産業廃棄物処理施設のひっ迫を引き起こしていたことから、場合によっては、同改正時に併せて追加された産業廃棄物処理法第15条の5に基づく産業廃棄物センター制度等を活用した公共関係による処理施設の整備を行うことを含め、都道府県が施設整備に主体的な役割を果たすことが求められたことにある。                  ○こうした都道府県による広域的・総合的な方針が示されなければ、都道府県計画において期待されている適正処理に関する都道府県の主体的な役割が果たされず、最終処分場を始めとする産業廃棄物処理施設を民間事業者のみにより確保することが極めて困難な状況の中で、必要な施設整備や処理体制の整備が進まないおそれがある。そのような状況は、適正処理に係る費用の高騰や産業廃棄物処理施設の更なるひっ迫を招き、結果として不法投棄を始めとする不適正処理を助長することとなるため、本事項については引き続き本計画の必置事項とすべきである。                  ○他方、第5号の規定については、現行では、「前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項」を都道府県廃棄物処理計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を都道府県廃棄物処理計画に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。</p>
			第5条の5	第2項	都道府県廃棄物処理計画の内容	c2	②(1号、2号に係る部分) ×(その他)	
			第5条の5	第4項	都道府県廃棄物処理計画の公表	c4	×	
			第6条	第1項	一般廃棄物処理計画の策定	c2	①、②	

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
×	×	<p>下水道は大量の排水を行うため、事業計画で所定の放流水質を達成するための施設整備の内容や予定処理区域を定め、国又は都道府県がチェックを行い、上下流にまたがる広域的観点からの適切な水質を確保している。下水道の放流水質は、下流域の上水等の水利用を考慮して定める必要があり、この仕組みを廃止した場合、下水道を設置する地方公共団体にとって、下流域の事情を考慮して放流水質を向上させることはコスト増となることや具体的な放流水質の設定に高度な技術的判断を要するため、他の自治体が抱える水質に係る事情が踏まえられずに放流水質が定められてしまうリスクが高まる。</p> <p>また、事業計画の認可にあたっては、国土交通大臣は環境大臣の意見を聞くこととされ、保健衛生の確保の観点から下水道整備とし尿処理(くみ取り)や廃棄物処理・処分等との連携を担保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。事業計画が策定されない場合、下水道の整備とし尿処理の間に齟齬が生じるなど、関係者に混乱をもたらすおそれがある。さらに、下水道は供用開始後は、下水道の利用が義務づけられるなどのため、事業計画の策定の際に利害関係者に意見の申し出の機会を与えており、これらの者の権利保護を図ることも必要である。よって、現行の規定を維持する。</p>
×	×	
×	×	
×	×	
◆		
△		
○		
◆		



別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	
20	26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第6条	第2項	一般廃棄物処理計画の内容	c2	①(3号、4号に係る部分) ②(1号、2号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第5項	一般廃棄物処理計画の公表	c4	×	
20	27	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第7条	第2項	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の内容	c2	×	メルクマールivb:1号
			第7条	第3項	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の公表	c4	×	

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
	△	<p>「その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項」(第6条第2項第6号)について、廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第6条第2項第1号～5号の規定は現行どおり存置する。</p> <p>【適正な処理施設を適切に設けることが一般廃棄物処理において重要】                  ○第6条第2項第1号から第4号までについては、存置が許容されたものと認識している。                  ○第5号の処理施設の整備に関する事項について、適正な処理施設を適切に設けることは一般廃棄物処理事業の実施の前提であり、施設について定期的・計画的な修繕や更新(建て替え)、整備等が必要であるところ、その整備には、地元調整・環境アセス、設計や施工に5～10年以上の期間を要するため、計画事項として記載する事が不可欠である。                  ○とりわけ、一般廃棄物最終処分場の残余容量が逼迫しており、また、最終処分量を減量させるための中間処理を行うごみ処理施設の老朽化が著しく進行している昨今、一般廃棄物を今後継続的に円滑かつ確実に処理するためには、廃棄物の発生量や処理量を適切に見込んだ上で、計画的な施設整備が不可欠である。                  ○さらに、特に広域的な処理を行う場合、地域住民にとって廃棄物処理施設は迷惑施設と捉えられがちであり、どの地域に施設を設置するかについてはその調整に苦慮することが多い。着実な施設整備のためにはあらかじめ施設整備を計画に盛り込み、客観的にその必要性を訴えることで社会的な合意形成を図る必要がある。                  ○万一、施設整備に失敗するようなことになれば、処理施設の確保が困難となり、ひいては一般廃棄物の確実な処理がなされず、住民が被害をこうむることになる。                  ○この点、現にイタリア・ナポリにおいては、処理施設の整備が十分でなかった結果、ごみを処理することができなくなり、生活環境に大きな悪影響が生じている。日本においてもこのような事態が生じないとは言え、確実な施設整備のためには処理施設の整備に関する事項を必要事項とすべきである。                  ○他方、第6号の規定については、現行では、「その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項」を一般廃棄物処理計画に定めなければならぬことになっているが、当該事項を一般廃棄物処理計画に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。</p>
	○	
	△	<p>「前二号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項」(第7条第2項第3号)を廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第7条第2項第1号及び2号の規定は現行どおり存置する。</p>
	○	

別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考		
20	28	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	第4条	第2項	実施計画の内容	c2	④(1号～3号に係る部分) ×(その他)		
			第4条	第6項	実施計画の公表	c4	×		
			第8条	第1項	市町村分別収集計画の策定	c2	②		
20	29	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第8条	第2項	市町村分別収集計画の内容	c2	②(4号(特定分別基準適合物に係る部分)) ×(その他)		
			第8条	第3項	市町村分別収集計画の策定	c2	②		
			第8条	第4項	市町村分別収集計画の公表	c4	×		
			第8条	第1項	市町村分別収集計画の策定	c2	②		

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
○	×	現行規定を存置する 【第4号は特定支障除去等事業が周辺環境や周辺住民への悪影響を及ぼすことなく適正に行われることを担保するものであり、財政上の特例措置の対象となる特定支障除去等事業の一部を成すもの】 ○第4条第2項第1号～第3号については、存置が許容されたものと認識する。 ○法第4条第2項に定める実施計画の内容のうち、第4号に係る部分は、特定支障除去等事業の実施時における周辺環境影響への配慮に関する事項等特定支障除去等事業の実施に際し配慮すべき事項について定めることになっているが、これは、特定支障除去等事業が周辺環境や周辺住民への悪影響を及ぼすことなく適正に行われることを担保するものであり、国が、都道府県等が定める実施計画に同意し、都道府県等が実施する支障除去等事業に関する特別の措置を講ずるために斟酌する際に必要な事項である。 ○法第4条第2項第4号に規定する事項も特定支障除去等事業の一部を成すものであり、財政上の特例措置の対象となるものである。 ○同項第4号も含めて、法第4条第2項各号は、本法に基づく国の財政上の特例措置(地方債の起債特例)に直結しているものであるため、第3次勧告別表3メルクマール「c2④: 法制度上当然に国の財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合」に該当すると解される。 ○実施計画は、都道府県等が「定めることができる」ものであり、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化がなされているものと解される。 ○したがって、法第4条第2項は存置すべきである。
○	○	
◆		
△		「その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に重要な事項」(第8条第2項第7号)について廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第8条第2項第1号～6号の規定は現行どおり存置する。 【第4号の量の見込みの推計が適切か、またそれが体制の整備状況に照らして適切な水準か判断するためには、 第1号～第6号の事項が必要】 ○第8条第2項第4号については存置が許容されたものと認識している。 ○第8条第2項第4号の分別基準適合物の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(以下「第4号の量の見込み」という。)は、同項第1号の容器包装廃棄物の排出量の見込みをもとに、同項第3号の分別区分や、分別収集率、分別収集対象区域等の諸条件を勘案し推計されるものであるから、同項第1号の容器包装廃棄物の排出量の見込み及び同項第3号の分別区分が定められないこととなれば、第4号の量の見込みが適切に推計されているか否かを判断できない。そして、当該推計が不適切に行われ第4号の量の見込みが過大なものとなれば、結果的に、特定事業者が再商品化すべき容器包装廃棄物の量も過大なものとなり、特定事業者に過大な負担を求めることとなるなど、容器包装リサイクル法に基づく制度の適切な運用に支障が生ずる。したがって、一部例示化等の対応をするのは困難である。 ○また、同項第5号及び同項第6号の事項は、容器包装廃棄物を分別収集するための体制の整備に係る事項であり、これらの事項が定められないこととなれば、第4号の量の見込みが体制の整備状況に照らして適切な水準か否かを判断できない。そして、第4号の量の見込みが適切な水準でない場合、上記と同様に、容器包装リサイクル法に基づく制度の適切な運用に支障が生ずる。したがって、一部例示化等の対応をするのは困難である。 ○また、同項第2号の事項については、市町村をして第6条第3項において定められた市町村による容器包装廃棄物の排出抑制の促進に係る責務を着実に履行せしめるため、法的位置付けのある市町村分別収集計画において当該排出抑制の促進に係る具体的方策を定めることとしたものであり、当該事項を定められないこととなれば、市町村の責務の着実な履行が担保できないことから、一部例示化等の対応をするのは困難である。 ○他方、第7号の規定については、現行では、「その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に重要な事項」を市町村分別収集計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を市町村分別収集計画に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。
◆		
○	○	

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考
20	29	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第9条	第1項	都道府県分別収集促進計画の策定 c2	②	
			第9条	第2項	都道府県分別収集促進計画の内容 c2	②(2号に係る部分) ×(その他)	
			第9条	第5項	都道府県分別収集促進計画の公表 c4	×	

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
◆		
△		<p>第9条第2項第4号のうち、「その他の分別収集の促進に関する事項」の規定を廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第9条第2項第1号～3号及び4号の「容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の意義に関する知識の普及、当該都道府県の区域内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進」の規定は現行どおり存置する。</p> <p>【都道府県の再商品化等の促進に係る責務の着実な履行を担保するため必要】                  ○第9条第2項第2号については、存置が許容されたものと認識している。                  ○第9条第2項第2号の分別基準適合物の量の見込み等(以下「第2号の量の見込み等」という。)は、同項第1号の容器包装廃棄物の排出量の見込み等をもとに、分別収集率、分別収集対象区域等の諸条件を勘案し推計されるものであるから、同項第1号の容器包装廃棄物の排出量の見込み等が定められないこととなれば、第2号の量の見込み等が適切に推計されているかを判断できない。そして、当該推計が不適切に行われ第2号の量の見込みが過大なものとなれば、結果的に、特定事業者が再商品化すべき容器包装廃棄物の量も過大なものとなり、特定事業者に過大な負担を求めることとなるなど、容器包装リサイクル法に基づく制度の適切な運用に支障が生ずることになる。したがって、一部例示化等の対応をすることは困難である。</p> <p>○また、同項第3号については、分別収集されたことにより埋め立て処理されずリサイクルされる容器包装廃棄物の量であり、このような量を算定し可視化することで、容器包装廃棄物の分別排出に協力する市民の一層の動機付けとなることにも、廃棄物の減量の努力もせずむやみに廃棄物処分場を建設しているのではないかと市民の誤解を解き、必要不可欠な廃棄物処分場の建設についての理解を促進することに資すると考えられることから、計画に記載することが必要である。</p> <p>○また、同項第4号のうち、「容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の意義に関する知識の普及、当該都道府県の区域内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進」の規定は、都道府県をして第6条第3項において定められた都道府県による分別基準適合物の再商品化等の促進に係る責務を果たしていただくため、法的位置付けのある都道府県分別収集促進計画において分別収集の促進に関する事項を定めることとしたものであり、当該事項を定めないこととなれば、都道府県の責務の着実な履行が担保できないことから、一部例示化等の対応をすることは困難である。</p> <p>○他方、第4号の規定において、現行では、「その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項」を都道府県分別収集促進計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を都道府県分別収集促進計画に定めるか否かについては、地方分権の趣旨に鑑み、都道府県知事の裁量に委ねることとするため、当該規定を廃止または「できる」規定化する。</p>
○		

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考
20	30	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	第11条	第2項	施設整備方針の内容	c2	④(当該特定周辺整備地区において整備される特定施設に係る部分) ×(その他)
			第11条	第5項	施設整備方針の公表	c4	③
20	33	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	第3条	第2項	合理化事業計画の内容	c2	④(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化、下水道等の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に係る部分) ×(その他)

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
		<p>現行規定を存置する。</p> <p>【計画内容は全て、法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる事項】                  ○主務大臣は、当該地区内に設置される特定施設の整備計画の認定を行う際、施設整備方針に照らして適当である旨確認することとなり、当該認定を受けた事業者については、産業廃棄物処理責任者等の必置の特例や、産業廃棄物処理事業復興財団による債務保証を受けることが可能となる。公共施設整備や補助事業の配分、更には法的支援措置を有する主務大臣の認定については、当然、全国的な視点からの公平性及び適正性の確保が前提であり、これを担保するためには、施設整備方針が全国的に以下の一定の内容を含むものであることが必要であるため、全国的に統一して定める必要がある。                  ○以上より、本項の内容は第三次勧告にあるc2④(法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画策定)に該当し、かつ、本法における都道府県による特定周辺整備地区の施設整備方針の策定はそもそも「できる」規定であることから、措置を行う必要はない。</p> <p>(本計画において定めるべきとされている事項の整理)                  ① 特定周辺整備地区の施設整備の基本的な事項                  ② 当該特定周辺整備地区において整備される特定施設又は整備されることが適当と認められる特定施設と一体として整備されるべき公共施設の整備に関する事項                  ③ その他当該特定周辺整備地区の施設整備に関し必要な事項</p> <p>※地方分権委第三次勧告                  [c2④]法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合一次のいずれかの措置を講ずる                  ・計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止                  ・④に係る計画等の内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化                  ・c2①～③に係る部分と不可分である場合、計画等の策定の義務付けの存置は許容されることとなるが、④に係る計画等の内容が任意的記載事項であることの明確化</p>
	◆	<p>現行規定を存置する。</p> <p>【その時々地域の事情を正確に反映した計画を定めることが必要】                  ○「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化」に関する事項、下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項については存置が許容されたものと認識。                  (本項の内容は第三次勧告にあるc2④(法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画策定)に該当し、かつ、本法における市町村による合理化事業計画の策定はそもそも「できる」規定であることから、措置を行う必要はない。)                  ○合理化事業は、地域のし尿処理業者に対し、転換先業務の提供や転換交付金の交付を行うこととなるため、その時々地域の事情を正確に反映した計画を定める必要がある。                  ○提供される転換先業務や交付される転換交付金の規模を適切に定めるために、計画に定める項目として、下水道の普及等に伴うくみ取りし尿量の変化といったし尿処理の現状や将来の「見直し」や、し尿処理業者に一定の対策を講じた際のその効果を評定し、更に適切な計画を策定するための「計画の目標及び期間」が計画事項として必要である。                  ※「その他環境省令で定める事項」は、「合理化事業計画の目標及び期間」とされている(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第1条)。</p>

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考	見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
									1次見直し	2次見直し	
20	44	医療法	第30条の4	第2項	医療計画の内容	c2	①(10号～12号に係る部分) ×(その他)	メルクマールv.4号～8号 基準病床数の算定に当たり 独自に加減算できるよう 見直し	△		(1)平成22年通常国会  (2)医師の偏在、救急・周産期の患者の受入れ等 が問題となる中で、全国どの地域でも一定水準以 上の医療を受けられるよう、国を挙げて、救急、産 科、小児等の医療提供体制の再建に取り組む必要 がある。  都道府県が医療計画で、四疾病五事業(がん対 策、救急、周産期、小児医療等)に係る目標(1 号)、四疾病五事業に係る医療機関の役割分担・ 連携体制(2号)、同体制に関する住民への情報提 供の推進方策(3号)を定めない場合は、がん対 策、救急、周産期、小児医療等において、地域の 病院・診療所の役割分担・連携が図られず、中核 的な病院に患者が集中し、当該病院及びそこで働 く勤務医の過重な負担が改善されないおそれがある。 住民の協力を得ながら、地域全体で効率的に 良質な医療を提供する体制を確保し、国民の生命 と生活を守るため、当該規定は存置することが必要。  また、全国統一の基準病床数制度を廃止し、都 道府県が独自に算定を行えることとした場合に は、すでに病床が過剰となっている地域で更に病 院・病床が増加し、他の地域の医師の不足・地域 偏在が更に深刻となるおそれがあるため、全国統 一の算定式が必要。ただし、基準病床数制度のあり 方については、地方分権改革推進委員会の第 一次勧告(平成20年5月)に従い、「各都道府県の 次期医療計画の策定期間にあわせ、平成23年度 までに結論を得る」としている。
				第10項	学識経験者の団体の意見聴取	c3	②			◆	
				第12項	医療計画の内容の公示	c4	①			◆	
				第30条の6	第1項	医療計画の変更	c2	×			
20	45	救急医療用ヘリコ プターを用いた救 急医療の確保に關 する特別措置法	第5条	第1項	医療計画に定める救急医療用ヘ リコプターを用いた救急医療の 確保の内容	c2	×	メルクマールv.2号		○	
20	52	安全な血液製剤の 安定供給の確保等 に関する法律	第10条	第5項	献血推進計画の公表	c4	×			○	
21	1	社会福祉法	第20条		指導監督の計画の策定	c2	×			○	
			第107条	住民、福祉事業者等の意見反映	c3	②(社会福祉を目的とする 事業を経営する者その他 社会福祉に関する活動を 行う者に係る部分) ×(その他)		○			
				市町村地域福祉計画の内容の 事前公表	c4	×		○			
			第108条	住民等の意見反映	c3	×		○			
		都道府県地域福祉支援計画内 容の事前公表	c4	×		○					
21	3	民生委員法	第18条		民生委員の指導監督の計画の 策定	c2	×			○	
21	5	次世代育成支援対 策推進法	第8条	第1項	市町村行動計画の策定	c2	×			×	市町村行動計画は、参酌標準を参考に、各種子 育て支援サービスについて、当該市町村として必 要なサービス量を見込む役割を担っており、さら に、それを基に、都道府県が各市町村の各種サー ビスの必要量や提供量等の状況を把握し、広域的 な調査を行う役割を有している。 これに加え、急速な自治体が一括となって国を 挙げて取り組む必要のある喫緊の課題であり、市町 村及び都道府県の行動計画の策定・実施を通じ て、国・都道府県・市町村が協働して、総合的・計 画的に子育て支援を実施しているところ。市町村 行動計画の策定・実施がなされない場合には、ひ いては児童の生命・身体に健全な発達に重大な 影響を及ぼすものであり、廃止する方向で見直す ことは適当でない。 以上のような理由から廃止等の方向で見直すこ とは適当でない。
				第2項	市町村行動計画の内容	c2	×			×	当該規定は、計画作成にあたっては目標・内容・ 実施時期を記載するよう求めるものであり、す でに十分に大枠を示している規定であること理 解いただきたい。(目標・内容・実施時期のない 計画はそもそも想定しづらい。)
				第3項	住民の意見反映	c3	×			×	市町村行動計画の実施は、各種子育て支援 サービスの提供主体による事務処理等や、住民、 事業主等の費用負担により支えられるものであ り、それらの者を相手方として意見を聞くもので ある。市町村行動計画の策定により、その生活に直 接的影響を被る子育てサービス・給付の利用 者・受益者を相手方として意見を聴取するもので あり、これらの者の意見について、必要に応じ計 画へ反映させていくことは必要な措置である。廃 止等の方向で見直すことは適当でない。
				第4項	市町村行動計画の公表	c4	×			○	
				第5項	市町村行動計画に基づく措置 の実施状況の公表	c4	×			○	

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	
21	5	次世代育成支援対策推進法	第8条	第6項	市町村行動計画の公表方法	c5	×	
			第9条	第1項	都道府県行動計画の策定	c2	×	
			第9条	第2項	都道府県行動計画の内容	c2	×	
			第9条	第3項	住民の意見反映	c3	×	
			第9条	第4項	都道府県行動計画の公表	c4	×	
			第9条	第5項	都道府県行動計画に基づく措置の実施状況の公表	c4	×	
			第9条	第6項	都道府県行動計画の公表方法	c5	×	
			第19条	第1項	特定事業主行動計画の策定	c2	×	
第19条	第2項	特定事業主行動計画の内容	c2	×				

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)	
	1次見直し	2次見直し
○		
×		<p>都道府県行動計画は、各市町村の各種子育て支援サービスについて、参酌標準を参考に見込んだ当該市町村として必要なサービス量や、提供量を把握し、広域的な調整等を行うための意義を有している。都道府県が各市町村の各種サービスの必要量や提供量等の状況を把握し、広域的な調整を行う役割を有している。(都道府県行動計画は、市町村行動計画にかかる各市町村の判断を踏まえ策定されるものである。)</p> <p>これに加え、急速な少子化の進行に歯止めをかけることは、すべての自治体が一体となって国を挙げて取り組む必要がある喫緊の課題であり、市町村及び都道府県の行動計画の策定・実施を通じて、国・都道府県・市町村が協働して、総合的・計画的に子育て支援を実施しているところ。市町村行動計画・都道府県行動計画の策定・実施がなされない場合には、ひいては児童の生命・身体の健全な発達に重大な影響を及ぼすものであり、廃止する方向で見直すことは適当でない。</p> <p>以上のような理由から廃止等の方向で見直すことは適当でない。</p>
×		<p>当該規定は、計画作成にあたって目標・内容・実施時期等を記載するよう求めるものであり、すでに十分に大枠を示している規定であるところを踏まえて、(こうした目標等のない計画はそもそも想定しづらい。)</p> <p>※市町村への支援に係る部分については、次世代育成支援対策推進法において都道府県が各市町村の広域的な調整を行う役割を有していることから必要であり、廃止等の方向で見直すことは適当でない。</p>
×		<p>都道府県行動計画の実施は、各種子育て支援サービスの提供主体による事務処理等や、住民、事業主等の費用負担により支えられるものであり、それらの者を相手方として意見を聞くものである。</p> <p>都道府県行動計画の策定により、その生活に直接的影響を被る各種子育てサービス・給付の利用者・受益者を相手方として意見を聴取するものでもあり、これらの者の意見について、必要に応じ計画へ反映させていくことは必要な措置であるため、廃止等の方向で見直すことは適当でない。</p>
○		
○		
○		
×		<p>特定事業主行動計画の策定・実施は、民間事業主に義務付けられていることを、使用者としての立場の自治体に義務付けているもの。これを廃止することは、同じ使用者としての立場を有するにもかかわらず、民間事業主との均衡を失うこととなる。</p> <p>また、公として、進んで取組を推進することにより、一般事業主の取組を促進することにつながる。このことは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備の推進のために必要である。なお、計画の内容については、地域の実情に応じ、各自治体の判断で定めることとしている。</p>
×		<p>特定事業主行動計画の策定・実施は、民間事業主に義務付けられていることを、使用者としての立場の自治体に義務付けているもの。これを廃止することは、同じ使用者としての立場を有するにもかかわらず、民間事業主との均衡を失うこととなる。</p> <p>また、公として、進んで取組を推進することにより、一般事業主の取組を促進することにつながる。このことは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備の推進のために必要である。</p> <p>さらに、計画の進捗状況を評価するために目標設定や講ずべき施策等を明確化することを通じた特定事業主行動計画の実効性を確保することができない場合には、児童の現在の生命・身体にかかわるとともに、将来に向けた生命・身体の健全な発達に重大な影響を及ぼすものであり、廃止等を行う方向で見直すことは適当でない。</p> <p>当該規定は、計画作成にあたっては期間・目標等を記載するよう求めるものであり、すでに十分に大枠を示している規定であるところを踏まえて、(こうした期間や目標等のない計画はそもそも想定しづらい。)</p> <p>なお、目標設定や講ずべき施策等の内容については、地域の実情に応じ、各自治体の判断で定めることとしている。</p>



別表 3

(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○：勧告通り実施  
 △：一部実施  
 ◆：存置許容  
 ×：未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考	
21	14	介護保険法	第117条	第1項	市町村介護保険事業計画の策定	c2	②	
			第117条	第2項	市町村介護保険事業計画の内容	c2	②(1号、2号(量の見込みに係る部分)) ×(その他)	
			第117条	第6項	被保険者の意見聴取	c3	②	
			第117条	第7項	都道府県の意見聴取	cb	4①(2項1号、2号(量の見込みに係る部分)) ×(その他)	
			第118条	第1項	都道府県介護保険事業支援計画の策定	c2	①	
			第118条	第2項	都道府県介護保険事業支援計画の内容	c2	①(1号に係る部分) ×(その他)	
21	15	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律	第4条	第2項	市町村整備計画の内容	c2	④(1号(期間に係る部分)、2号イ・ロに係る部分) ×(その他)	
			第4条	第4項	市町村整備計画の公表	c4	×	
21	17	障害者基本法	第9条	第2項	都道府県障害者計画の策定	c2	×	
			第9条	第3項	市町村障害者計画の策定	c2	×	
			第9条	第6項	障害者その他の関係者の意見聴取	c3	②(「障害者」に係る部分) ×(その他)	
			第9条	第8項	都道府県障害者計画、市町村障害者計画策定時の要旨の公表	c4	×	
21	22	障害者自立支援法	第88条	第1項	市町村障害福祉計画の策定	c2	②	
			第88条	第2項	市町村障害福祉計画の内容	c2	②(1号に係る部分) ×(その他)	
			第88条	第5項	住民の意見反映	c3	×	
			第88条	第7項	都道府県の意見聴取	cb	4①(2項1号に係る部分) ×(その他)	
			第89条	第1項	都道府県障害福祉計画の策定	c2	①	
			第89条	第2項	都道府県障害福祉計画の内容	c2	①(1号に係る部分) ×(その他)	
22	1	国民健康保険法	第68条の2	第3項	国民健康保険事業の運営の安定化に関する計画の策定	c2	×	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)	
	1次見直し	2次見直し
◆		
○		
◆		
○		
◆		
○		
○		
○		
×		国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する(障害者基本法第4条)。地方公共団体が当該責務を果たすためには、国の機関、すなわち本省及び地方支分部局(地方支分部局、地方労働局、地方整備局等)と連携し、国の障害者基本計画を基本としてそれぞれ障害者計画を策定し、当該計画を実施する必要がある。よって、当該事務は、地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定める必要がある。 なお、本法は議員立法で制定されたものであり、都道府県・市町村については平成16年の改正により新たに義務付けられたものである。都道府県・指定都市についてはすでに全都道府県市において、市町村(指定都市を除く。)についても98.2%ですでに作成され、都道府県・市町村が当該計画に基づき障害者施策の推進に取り組んでいる状況にあるため、現行制度を維持すべきである。
×		国においても基本計画を策定するに当たっては有識者(中央障害者施策推進協議会)の意見を聞かなければならないこととされており、それと同様の手続を踏むものである。このため、第2項及び第3項の規定と切り離して扱うべきものではない。 なお、現在、我が国が締結を目指している「障害者の権利に関する条約」においては、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させることが規定されている(第4条第3項)。当該事務は、国際的要請に係る事務である。
×		国においても基本計画を策定した時は国会に報告するとともにその要旨を公表することとしており、第2項及び第3項の規定と切り離して扱うべきものではない。
◆		
○		
○		
○		
◆		
△		1号及び4号に係る部分は存置する。その他の部分については、第3次勧告どおり対応する
○		



(c) 計画等の策定及びその手続

凡例  
 ○: 勧告通り実施  
 △: 一部実施  
 ◆: 存置許容  
 ×: 未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講ずべき措置	備考
23	1	男女共同参画社会基本法	第14条	第1項	都道府県男女共同参画計画の策定 c2	×	
			第14条	第2項	都道府県男女共同参画計画の内容 c2	×	
			第14条	第4項	都道府県男女共同参画計画の公表 c4	×	

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
	×	<p>① 男女共同参画社会の実現への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」であり、国と地方公共団体、官と民にまたがる、国民各界・各層が一体となって取り組むべき課題。また、法制度のみならず、社会の慣行や人々の意識にも深く関わる課題であり、極めて裾野が広い。</li> <li>● しかしながら、日本における男女共同参画の取組は、まだまだ道半ばであり、国連の女子差別撤廃委員会からも、様々な課題を指摘されているところ。この中には、地方の取組が重要な要素を占めている課題もあり、国が率先して筋を示しつつ、地方においても一層強力に取組を推進する必要がある。例えば、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大については、「2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する。」(男女共同参画基本計画(第2次))との目標を踏まえ、各分野で取組を進めており、地方公務員の採用、登用、職域拡大もその目標の構成要素の一つ。</li> <li>● また、都道府県の基本計画は、各地方公共団体の取組を推進する上での基本的な枠組みであり、全国であまねく男女共同参画を推進するために不可欠な制度的担保。このため、都道府県に、地方それぞれの独自性に配慮しつつも、国の策定する基本計画と調和した計画の策定を義務付けることが不可欠。</li> <li>● 仮に、法律による都道府県基本計画の策定の義務付けの廃止等が行われた場合、首長や地域の関心・理解等によっては、基本計画が後退(廃止、大幅な内容の後退、国の計画内容の前進に対応せずに現状維持とすることなど)する可能性があり、都道府県における取組の著しい後退になるとともに、その地域内の市町村レベルでの取組の推進にも、多大な影響を与える。</li> <li>● さらに、男女共同参画基本計画には、女性に対する暴力、女性の貧困や健康の問題等、安心・安全に関わる課題も含まれており、これらに係る施策が後退した場合には、国民の安心・安全な生活が脅かされるおそれがある。</li> </ul> <p>② 国際的な評価の低下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画は、1975年の国際婦人年から始まる国際的な流れに牽引されて取組が進んできた政策分野であり、国際的協調は、基本法にも明記された基本理念の一つ。</li> <li>● 我が国における男女共同参画の現状は、女性が政治及び経済活動に参画し、意思決定に参画できているかを測るジェンダーエンパワメント指数(GEM)が109か国中57位である等、国際的に見ても遅れている。こうした中で、都道府県に対する基本計画の義務づけを廃止、もしくは努力規定とすることは、国際的に、我が国の男女共同参画の取組の後退と受け止められ、我が国の国際的な評価を下げることにもつながる。(参考)我が国において、男女共同参画基本法に基づき、都道府県の男女共同参画基本計画の制定も含む体制の強化が図られてきたことは、国際的にも評価されている。</li> </ul>
	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方の男女共同参画基本計画については、公表されることにより、その存在と内容が広く住民に周知され、その基本計画に沿って、地域ぐるみの取組が推進されることが重要。</li> <li>● 特に、都道府県の基本計画については、管内の市町村においても、それぞれの基本計画の策定の際に勘案されるべきものであり、その意味においても、広く公表・周知される必要がある。</li> </ul>